会津若松市国民保護計画

（案）

（令和　年　月）

会 津 若 松 市

目　　次

第１編　総　　論　1

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等　1
1　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ　1
2　市国民保護計画の構成　2
3　市国民保護計画の見直し、変更手続　2
第２章　国民保護措置に関する基本方針等　4
1　国民保護措置に関する基本方針　4
2　国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項　5
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等　6
1　市及び関係機関の役割の概要　6
2　市の事務又は業務の大綱　7
3　若松広域消防本部の事務又は業務の大綱　7
4　関係機関の連絡先　7
第４章　市の地理的、社会的特徴　8
1　地理的条件　8
2　社会的条件　8
3　地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項　１０
第５章　市国民保護計画が対象とする事態　１２
1　武力攻撃事態等の類型　１２
2　緊急対処事態の分類　１５

第２編　平素からの備えや予防　１７

第１章　組織・体制の整備等　１７
第１　市における組織・体制の整備　１７
1　市の各部課室における平素の業務　１７
2　市職員の参集基準等　２７
3　消防団の体制　２９
4　若松広域消防本部に対する体制整備等の求め　３０
5　市対策本部等の設置場所　３０
6　国民の権利利益の救済に係る手続等　３１

第２　関係機関との連携体制の整備　３２
１　基本的考え方　３２
２　国機関との連携　３２
３　県との連携　３２
４　近接市町村等との連携　３３
５　指定地方公共機関等との連携　３４
６　ボランティア団体等に対する支援　３５
第３　通信の確保　３６
第４　情報収集・提供等の体制整備　３８
１　基本的考え方　３８
２　警報等の伝達等に必要な準備　３８
３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備　４０
４　被災情報の収集・報告に必要な準備　４２
第５　研修及び訓練　４４
１　研修　４４
２　訓練　４４
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え　４６
１　避難に関する基本的事項　４６
２　避難実施要領のパターンの作成　４８
３　救援に関する基本的事項　４９
４　運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等　５１
５　避難施設の指定等への協力　５１
６　市長による現地調整所の設置　５１
７　生活関連等施設の把握等　５２
第３章　物資及び資材の備蓄、整備　５４
１　市における備蓄　５４
２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等　５４
第４章　国民保護に関する啓発　５６
１　国民保護措置に関する啓発　５６
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発　５６

第３編　武力攻撃事態等への対処　５７

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置　５７
1　事態認定前における特別警戒本部の設置及び初動措置　５７
2　武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応　６１
第２章　市対策本部の設置等　６３
1　市対策本部の設置　６３
2　市対策本部長の権限　７４
3　市対策本部の廃止　７５
4　通信の確保　７５
第３章　関係機関相互の連携　７７
1　国対策本部及び県対策本部等との連携　７７
2　知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等　７７
3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等　７８
4　県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託　７８
5　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請　７９
6　市の行う応援等　７９
7　ボランティア団体等に対する支援等　７９
8　民間からの救援物資の受入れ　８０
9　住民への協力要請　８０
第４章　警報及び避難の指示等　８１
第１　警報の伝達等　８２
1　警報の伝達等　８２
2　警報の内容の伝達の方法　８２
3　警報の解除の伝達等　８３
4　武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知　８４
第２　避難住民の誘導等　８５
1　避難措置の指示の伝達等　８５
2　知事の避難の指示に当たっての協力等　８６
3　避難の指示の通知・伝達　８７
4　避難実施要領の策定等　８８
5　避難住民の誘導　９２
6　避難住民の復帰のための措置　９５
7　武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項　９６

第５章　救　　援　**９８**
１　救援の実施　９８
２　関係機関との連携　１００
３　救援の内容　１０１
第６章　安否情報の収集・提供　**１０２**
１　安否情報の収集　１０２
２　県に対する報告　１０２
３　安否情報の照会に対する回答　１０２
４　日本赤十字社に対する協力等　１０３
第７章　武力攻撃災害への対処　**１０５**
第１　武力攻撃災害への対処　**１０６**
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方　１０６
２　武力攻撃災害の兆候の通報　１０６
第２　応急措置等　**１０７**
１　避難の指示　１０７
２　警戒区域の設定　１０８
３　応急公用負担等　１０９
４　消防に関する措置等　１０９
第３　生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等　**１１２**
１　生活関連等施設の安全確保　１１２
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除　１１２
第４　武力攻撃原子力災害等及びＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処　**１１４**
１　武力攻撃原子力災害等への対処　１１４
２　ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処　１１７
第８章　被災情報の収集及び報告　**１２１**
１　市等による被災情報の収集及び報告　１２１
第９章　保健衛生の確保その他の措置　**１２２**
１　保健衛生の確保　１２２
２　廃棄物の処理　１２２
第 10 章　国民生活の安定に関する措置　**１２４**
１　生活関連物資等の価格安定　１２４
２　避難住民等の生活安定等　１２４
３　生活基盤等の確保　１２４

第 11 章　特殊標章等の交付及び管理　１２５
1　特殊標章等　１２５
2　特殊標章等の交付及び管理　１２５
3　特殊標章等に係る普及啓発　１２６
第４編　復　旧　等　１２７
第１章　応急の復旧　１２７
1　基本的考え方　１２７
2　公共的施設の応急の復旧　１２７
第２章　武力攻撃災害の復旧　１２８
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等　１２９
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求　１２９
2　損失補償及び損害補償　１２９
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん　１２９
第５編　緊急対処事態への対処　１３１
1　緊急対処事態　１３１
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達　１３２

第１編　　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1)　市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、会津若松市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2)　市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。（図１－１）

図１－１　国、県、市と国民保護協議会及び国民保護計画の位置づけ

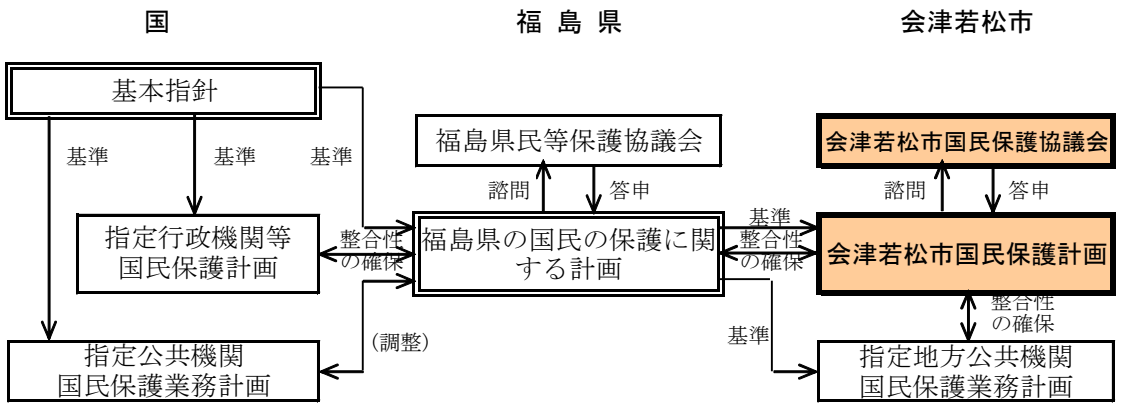

注．図中には示されていないが、基本指針は、市国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項についても定めている。

(3)　市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第 35 条第２項各号に掲げる次の事項について定める。

ア　市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ　市が実施する国民保護法第 16 条第１項及び第２項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ　国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ　国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ　国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ　アからオのほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本　編》

第１編　総論

第２編　平素からの備えや予防

第３編　武力攻撃事態等への対処

第４編　復旧等

第５編　緊急対処事態への対処

《資料編》

３　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1)　市国民保護計画の見直し

ア　市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。

イ　市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2)　市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第２章　国民保護措置に関する基本方針等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

１　国民保護措置に関する基本方針

(1)　基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2)　国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3)　住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、市は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4)　関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（会津若松消防署、同消防署城南分署、十文字出張所及び小松出張所を含む。以下「若松広域消防本部」という。）並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5)　住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6)　高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7)　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8)　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、自らが実施する国民保護措置のほか、若松広域消防本部及び指定地方公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

２　国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1)　外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第３章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、市は、市の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、１の基本方針を適用する。

(2)　市地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、会津若松市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

(3)　若松広域消防本部との連携等の確保

市は、若松広域消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより若松広域消防本部との連携の確保に努める。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

１　市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図１－２のとおりである。

図１－２　国民保護措置に関する市及び関係機関の役割の概要

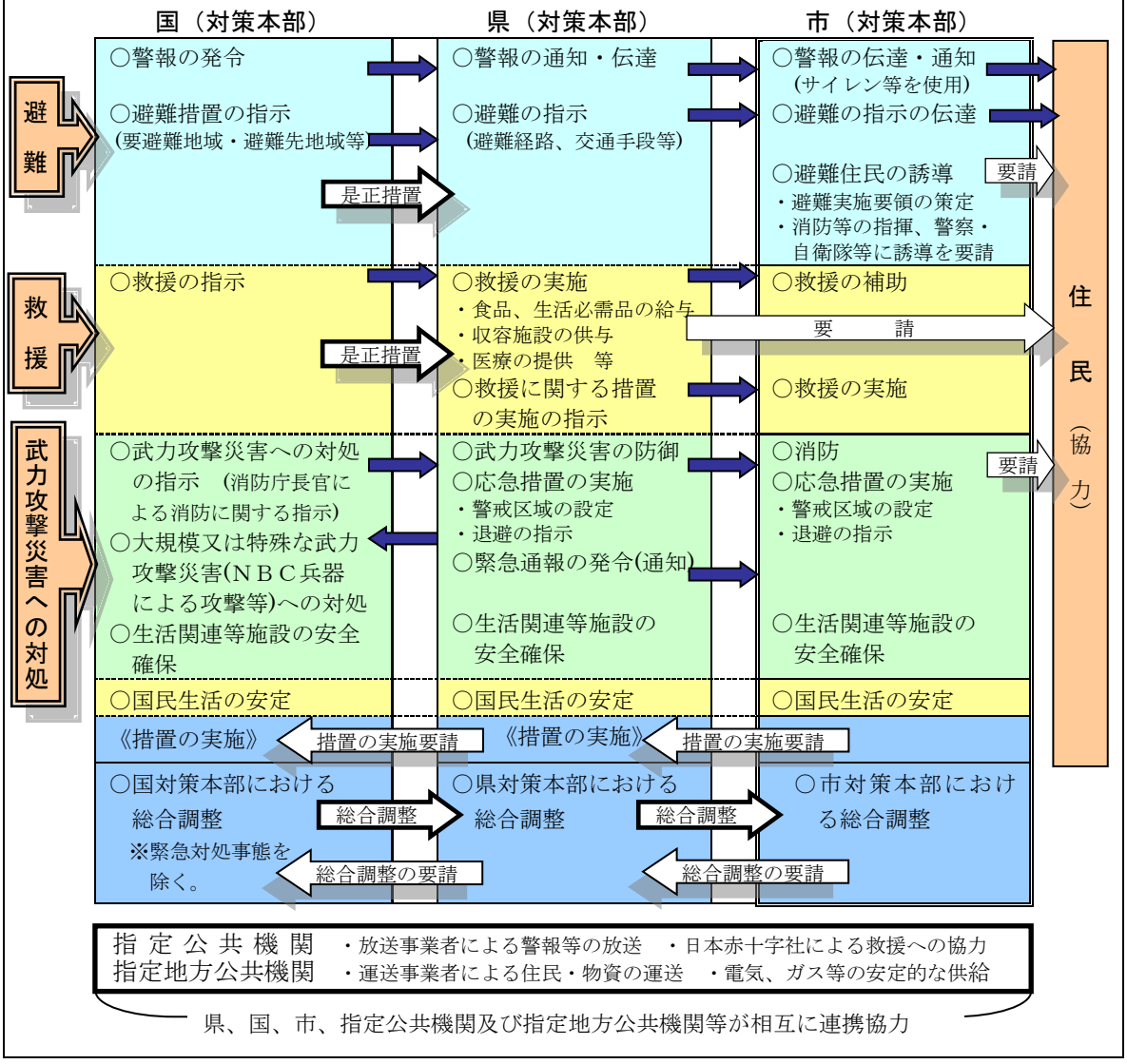

２　市の事務又は業務の大綱

(1)　市国民保護計画の作成

(2)　市国民保護協議会の設置、運営

(3)　市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営

(4)　組織の整備、訓練

(5)　警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施

(6)　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施

(7)　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の収集運搬及び処理調整、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

(8)　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

(9)　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

３　若松広域消防本部の事務又は業務の大綱

(1)　市国民保護計画の作成への協力

(2)　市国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加

(3)　市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加

(4)　会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、市等の実施する訓練への協力及び参加

(5)　市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施

(6)　被災者の捜索及び救出、死体の捜索等（行方不明者の捜索の一環として実施する場合に限る。)、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施

(7)　消防、退避の指示の伝達、市長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

(8)　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

４　関係機関の連絡先

指定地方行政機関等の連絡先等については、資料編に記載する。

第４章　市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる市の区域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

１　地理的条件

(1)　位置及び面積

本市は、福島県の西部会津盆地の東南にあり、東京から約 300km、県庁所在地である福島市から約 100 ㎞の距離にある。

本市は東西に短く、南北に長い市域を有し、面積は 383.03 ㎢であり、そのうち山林面積が約 45％を占める。

(2)　地　勢

本市は、東は猪苗代湖を境とし、南は布引山や大戸岳の山々を境に南会津郡に接している。西は阿賀川・宮川を境とし、北は日橋川を境としている。

盆地は概ね南側の標高が高く、扇状台地をなし、沖積層に覆われ、古くから会津地方の中心都市となっている。

市街地は東から西に穏やかな傾斜をなしており、中心を湯川が流れている。

(3)　気　象

本市の気候は内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり、好天が少なくて降雪量が多く、12 月から雪に覆われた生活が始まる。夏期は、太平洋側に近い気候を示すが、春秋には、これに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が大きいのが特徴である。

平年値で見ると、夏期８月の最高気温の平均は 30.8℃、冬期１月の最低気温の平均はー３．４℃で、12 月から３月までは最低気温が氷点下となる日が多く、積雪の深さの年最大値は 59ｃｍであり、積雪のあった日数は 91.3 日に及ぶ。また、年間の降水量は 1,253.0 ㎜で全国平均の 1,851.96 ㎜と比較すると少ないほうである。

２　社会的条件

(1)　人　口

ア　人口

本市の人口は、111,216 人（令和６年 10 月時点。以下同じ。）である。

表１－１　人口・世帯の移り変わり（各年 10 月１日時点）

年次	人　　口	世　帯　数	年次	人　　口	世　帯　数
明治 32	30,488	5,379	昭和 50	108,650	31,402
大正元	39,575	5,931	55	114,528	35,931
9	45,492	6,977	60	118,140	38,078
14	45,402	7,801	平成 2	119,080	39,661
昭 5	43,996	7,957	7	119,640	41,995
10	46,083	8,515	12	118,118	43,347
15	49,824	9,313	17	122,261	45,420
20	56,217	11,405	22	126,220	47,891
25	60,034	12,589	27	124,062	49,431
30	97,885	18,943	令和 2	117,376	49,022
35	99,546	21,273	6	111,216	49,329
40	102,239	24,623			
45	104,065	27,744			

イ　高齢者等特に配慮を要する者の人口

本市における令和２年10月の高齢化（65歳以上）率は、31.5％と県平均の31.7％を０．２ポイント下回っている。

また、本市における、令和２年10月の外国人登録者数は738人である。

(2)　交　通

周囲を山に囲まれ、積雪寒冷の地である本市にとって、交通網の整備促進は、産業、経済、観光、文化等のあらゆる面において、重要な課題である。

本市は太平洋地域と日本海地域の中間点に位置しているが、磐越自動車道の４車線化や会津鉄道の新宿乗入れにより、首都圏や関西方面へのアクセスが容易となってきている。

今後、地域間交流の基盤の強化を図るため、会津地方を縦断する地域高規格道路の整備や、城下町特有の道路事情を解消するための市道の整備・新設、都市計画道路網の整備促進、さらに磐越西線・会津鉄道等の高速化など、会津地方の中核都市として交通ネットワークの整備を進める必要がある。

ア　道　路

本市の主要幹線道路として、市域を横断する磐越自動車道及び国道49号、縦断する国道118号、121号を主軸として基本的な道路網を形成している。

市域では、12月頃より積雪のため、交通機関等に大きな影響を与える。

イ　鉄　道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）の磐越西線が、本市と喜多方市及び本市と郡山市を結んでいる。

会津鉄道株式会社は、野岩鉄道株式会社、東武鉄道株式会社への乗り入れにより、本市と首都圏を結んでいる。

表1－2　本市と隣接市町村を結ぶ道路及び鉄道路線

区分	路線等名	隣接する市町村名	備　　考
道路	国道49号	猪苗代町、会津坂下町	第１次確保路線
	国道118号	下郷町	第２次確保路線
	国道121号（会津縦貫北）	喜多方市（湯川村）	第１次確保路線
	国道294号	郡山市	第２次確保路線
	磐越自動車道	磐梯町、会津美里町	第２次確保路線
鉄道	磐越西線	郡山市（磐梯町）、喜多方市（湯川村）	ＪＲ東日本
	只見線	会津美里町	ＪＲ東日本
	会津線	下郷町	会津鉄道株式会社

注１．「福島県地域防災計画」（福島県生活環境部）等による。
　２．備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。

(3)　自衛隊施設等

本市は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

表１－３　県内の自衛隊施設

区　分	駐屯地名	部　　隊　　名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第６師団　第44普通科連隊 ・東北方面隊第２施設団　第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第６師団　第６高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊　第27警戒群	双葉郡川内村他

3　地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1)　地勢、気象条件による避難経路の制限

県の区域を越える広域的な住民避難が行われる場合、会津地方は、隣接県との境界が山間地域や山岳地帯となるため、避難経路が制限されるおそれがある。

本市は積雪寒冷地であり、12月から３月にかけて積雪時や路面凍結時においては、磐越自動車道や国道49号に大きな影響を与えることや、新潟県との県境を越える経路

等は、交通不能となる区間もあることなど、積雪期における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に長い時間を要するおそれがある。

以上のように避難経路が制限される可能性があることから、既存道路網を有効に活用するための体制や仕組みの整備等に留意する必要がある。

(2)　中山間地域における高齢者等の住民避難

ア　本市は、高齢化率が全国平均より高く、特に中山間地域に位置する地区においては、高齢者の比率が高いことから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ　中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

ウ　中山間地域における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長時間を要する可能性があるため、中山間地域における高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行うことに留意する必要がある。

(3)　発電所立地地域における住民避難

会津地方には、水力発電所が多数立地しているが、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、武力攻撃災害等が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態等の類型

(1)　武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の４類型が示されており、市国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表１－４のとおりである。

表１－４　基本指針における武力攻撃事態等の類型

類　型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
着上陸侵攻	**《特　徴》** ○　一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○　船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○　航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○　主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 **《対応の留意点》** ○　事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	**《特　徴》** ○　警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

類　型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○　少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。 **《対応の留意点》** ○　ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市、若松広域消防本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	**《特　徴》** ○　発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○　通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **《対応の留意点》** ○　弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
航空攻撃	**《特　徴》** ○　弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○　航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○　なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○　通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 **《対応の留意点》** ○　攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2)　武力攻撃事態等においてＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、ＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等については、表１－５のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表１－５　基本指針におけるＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等

区　分	ＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	○　核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○　放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ○　ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○　核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	○　生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○　生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

	○　したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	○　一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○　このため、国、県、市及び若松広域消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

２　緊急対処事態の分類

(1)　緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表１－６のとおりそれぞれ２つのパターンが示されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表１－６　基本指針における緊急対処事態の類型

分類	区　分	事　態　例	被　害　の　概　要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊	①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		③危険物積載船への攻撃	③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		④ダムの破壊	④ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

分類	区　分	事　態　例	被　害　の　概　要
	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ④化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2)　緊急対処事態においてＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、ＮＢＣ兵器が使用された場合の対応等については、表１－５のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部各課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　市の各部各課における平素の業務【各課、各市民センター等】

(1)　市（市長部局及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表２－１のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。

(2)　市における国民保護に関する業務の総括、各部各課間の調整及び企画立案等については、国民保護法制担当部署（市民部危機管理課）が行うものとする。

表２－１　各部各課における平素の業務

部名	課　　名	事務分掌
企画政策部	企画調整課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国及び県等に対する窓口及び要望等の資料の作成に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における生活交通関係の被害の調査に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	情報戦略課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるインターネットを利用した情報収集及び外部との連絡調整に関すること。 2　庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

企画政策部	シティプロモーション課	１　新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における写真の撮影、収集、記録等に関すること。 ３　放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 ４　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるプレスルームの運営及び報道事業者への情報提供に関すること。 ５　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における広聴及び苦情、陳情、相談等の調整に関すること。 ６　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	秘書課	１　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	支所	１　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の初動対応に関すること。 ３　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被災情報の収集に関すること。 ４　消防団との連絡調整に関すること。 ５　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
財務部	財政課	１　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 ３　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置等の緊急予算措置に関すること。 ４　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	税務課	１　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災住宅の調査に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	納税課	１　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市税の減免及び猶予措置手続きに関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	公共施設管理課	１　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。 ２　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

総務部	総務課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3　市議会との連絡に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における他市町村等への応援の求めについての連絡調整に関すること。 5　損失補償に係る事務に関すること。 6　応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者及び緊急物資等の輸送対策に関すること。 8　自動車（本庁所属）の配車に関すること。 9　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信機器等の確保に関すること。 10　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における庁舎及びこれらの付属施設等の被害調査及び安全確保に関すること。 11　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者情報及び安否情報の個人情報の取扱に関すること。 12　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	人事課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の動員及び調整に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の非常召集に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国・県に対する職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請の求めに関すること。 4　対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の宿泊及び食糧確保、福利厚生に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における職員の安否情報等に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における対応要員の安全確保に関すること。 8　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	契約検査課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の調達、受入及び配布に関すること。 2　各種緊急物資等の確保・調整に係る取りまとめに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

市民部	危機管理課	1　市国民保護協議会の事務に関すること。 2　研修、訓練及び住民への普及・啓発に関すること。 3　避難施設に関すること。 4　自衛隊の国民保護等派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 5　国・県・他市町村等及び指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡調整に関すること。 6　武力攻撃事態及び武力攻撃災害発生時における被災状況の取りまとめ、整理報告に関すること。 7　警察署との連絡に関すること。 8　若松広域消防本部との連絡に関すること。 9　消防団の派遣調整に関すること。 10　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民保護措置の企画立案に関すること。 11　避難実施要領の策定に関すること。 12　特殊標章の交付に関すること。 13　市国民保護計画に関すること。 14　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市本部長の意思決定の補助・命令の伝達に関すること。 15　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難・退避の指示に関すること。 16　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警戒区域の設定に関すること。 17　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における警報の伝達に関すること。 18　民間事業所との連携、協定の締結等に関すること。 19　その他国民保護業務一般に関すること。 20　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 21　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	市民協働課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災情報の収集・整理に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難先地域等における消費者保護対策に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における町内会との連絡・調整に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民からの相談に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	環境共生課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般廃棄物収集運搬及び処理調整に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地における環境汚染の応急対策に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

市民部	市民課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における死体の捜索、収容、処理、埋葬等に関すること。 2　武力攻撃事態及び武力攻撃災害発生時における安否情報の収集に関すること。 3　武力攻撃事態及び武力攻撃災害発生時における各種安否情報の取りまとめ、整理・報告、照会・回答に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	市民センター	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の国民保護措置に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の被害調査に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区域内の関係外郭機関への協力要請連絡調整に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部及び各部との連絡調整に関すること。 5　特殊標章の交付に関すること 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
健康福祉部	地域福祉課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する救援に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における義援金及び緊急物資等の受付及び配分に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会福祉関係施設・介護施設の被害調査及び援護に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の福祉対策に関すること。 8　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における避難住民等の炊出しに関すること。 9　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時におけるボランティア活動等に関すること。 10　日本赤十字社との連絡、調整に関すること。 11　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	障がい者支援課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における障がい者施設の被害調査、救援及び応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における障がい者の救援に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

健康福祉部	高齢福祉課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における老人福祉施設及び老人保健施設、介護施設の被害調査及び援護に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地区における要保護老人及び在宅老人の救援に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	こども家庭課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童福祉施設の被害調査及び援護に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	こども保育課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童福祉施設の被害調査及び援護に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	国保年金課	1　住民の避難誘導、避難施設及び一時集合場所に関すること（避難所の開設・運営、避難所における安否情報の収集、避難所における要配慮者対策）。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	健康増進課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療の提供及び助産に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療機関の被害の調査及び援護に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の衛生指導に関すること。 5　衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における感染症の予防に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、県、他市町村の医療機関（医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関、その他医療機関等）との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 8　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること 9　毒物、劇物に関すること。 10　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物（ペット）救護対策に関すること。 11　簡易水道等の安全確保に関すること。 12　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

観光商工部	観光課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における観光業者の被害の調査及びその対策に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における観光客の対策に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における観光施設の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	商工課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等のあっせん、配布に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における商工業者の被害の調査及びその対策、連絡体制に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における労務供給に関すること。 4　避難住民等の救援のための食糧品他、生活必需品の調達に関すること。 5　被災事業者への各種資金提供及びあっせんに関すること。 6　物資の調達及び配送に係る調整に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	企業立地課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等のあっせん、配布に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における工業団地・物資団地のインフラ設備及び商工関係施設の被害の調査及び応急の復旧に関すること。 3　避難住民等の救援のための食糧品他、生活必需品の調達に関すること。 4　物資の調達及び配送に係る調整に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
農政部	農政課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及び応急の復旧に関すること。 4　避難住民のための食糧品（農産物、畜産物等）の調達に関すること。 5　種苗の確保に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家畜救護対策に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	農林課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農林道をはじめ農林業施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農地及び林地の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

建設部	都市計画課	1　部内各課における国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　部内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市施設の被害防止策に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災建築物の相談に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	まちづくり整備課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における都市公園の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一時集合場所（公園）の施設に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	開発管理課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における区画整理区域内の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	道路課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における一般道路、橋りょう、河川その他の土木施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における交通不能箇所の調査及び応急の復旧並びに通行路線の調整に関すること。 3　緊急輸送路に関すること。 4　除雪対策に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の復旧に要する車両（特殊）の確保に関すること。 6　砂防及び地すべり並びになだれ防止施設の対策及びその応急の復旧に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	建築住宅課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急仮設住宅等の建設に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市営住宅の一時使用に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
会計管理者	会計課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急の経理出納に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における緊急物資等の出納保管に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

議会	議会事務局	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
教育委員会	教育総務課	1　委員会各課の国民保護業務の推進、連絡調整に関すること。 2　委員会内での対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教育関係職員の非常招集及び動員に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 5　教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	学校教育課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の避難に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の応急教育に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の保健管理に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市立学校の被害の調査及び応急の復旧に関すること 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災地域の学校教育の確保に関すること。 7　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	学校施設給食課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災児童・生徒の学校給食に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	文化スポーツ課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会体育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	生涯学習総合センター	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における社会教育施設の被害調査及び応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	公民館	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
監査委員	監査事務局	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
農業委員会	農業委員会事務局	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における農業被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
上下水道局	総務課	1　局内各課における国民保護業務に推進、連絡調整に関すること。 2　局内における対応要員の確保とローテーションに関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水供給の緊急応援要請及び応援体制に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の災害復旧に要する資材及び物品の調査並びに各部との連絡に関すること。 6　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	経営企画課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道施設の被害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	上水道施設課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における水道管路及び水道施設の修理及び応急の復旧並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 2　飲料水に関すること。 3　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における浄水施設の点検及び応急の復旧に関すること。 4　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の確保に関すること。 5　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
	下水道施設課	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における下水道施設の被害調査及びその応急の復旧に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における本部長の命ずる国民保護措置に関すること。

要配慮者対策班	1　避難行動要支援者名簿に関すること。 2　要配慮者に対する情報伝達に関すること。 3　避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4　福祉避難所に関すること。	地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、観光課、学校教育課の職員を中心に編成
会津若松市消防団	1　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における住民の避難誘導に関すること。 2　武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における消火・救助活動に関すること。 3　その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補佐に関すること。	

注．表中の「危機管理課」業務のうち、第３編表３−３に示さないものは、市対策本部の設置に伴い「対策本部事務局」または他課へ移行することを表す。

※　【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」（平成 25 年８月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務付けされており避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めによるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することができる。

２　市職員の参集基準等

(1)　職員の迅速な参集体制の整備【危機管理課、人事課、各部各課等】

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2)　24 時間即応体制の確立【危機管理課、人事課、各部各課等】

市は、武力攻撃が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用するとともに、若松広域消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3)　市の体制及び職員の参集基準等【危機管理課、各部各課等】

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表２－２の体制を整備するとともに、その参集基準を表２－３のとおり定める。

この際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表２－２　事態の状況に応じた体制の確立

<table>
<tr><th>事態の状況</th><th colspan="2">体　制　の　判　断　基　準</th><th>体　制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事態認定前</td><td colspan="2">市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①警戒配備体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td><td>②緊急事態連絡室体制</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定後</td><td rowspan="2">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td><td>市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①警戒配備体制</td></tr>
<tr><td>市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td><td>②緊急事態連絡室体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td><td>③対策本部体制</td></tr>
</table>

表２－３　職員参集基準

体　　制	参　集　基　準
①警戒配備体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4)　職員参集における連絡手段【危機管理課、各部各課等】

ア　職員の参集にあたっては、「市地域防災計画（災害時における職員行動マニュアル）」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ　国民保護法第 50 条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5)　配備職員数【危機管理課、人事課、各部各課等】

ア　表２－２、２－３で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。

イ　ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（市長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

ウ　配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

(6)　配備体制における職員の所掌業務

市は、表２－２、２－３で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

(7)　幹部職員等の参集が困難な場合の対応【危機管理課、各部各課等】

ア　市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

イ　「会津若松市国民保護対策本部及び会津若松市緊急対処事態対策本部条例（平成18年３月27日条例第８号。以下「市国民保護対策本部条例」という。）」で規定する市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、表２－４のとおりとする。

表２－４　市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員

名　称	指定職員	代　替　職　員		
		第１順位	第２順位	第３順位
対策本部長	市　　長	副市長	市民部長	企画政策部長
対策副本部長	副市長	市民部長	市民部副部長	危機管理課長

(8)　交代要員等の確保【危機管理課、人事課、各部各課等】

市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア　交代要員の確保その他職員の配置

イ　食糧、燃料等の備蓄

ウ　自家発電設備の確保

エ　仮眠設備等の確保　等

３　消防団の体制【危機管理課】

(1)　消防団の充実・活性化の推進等

ア　市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

イ　市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

ウ　市は、若松広域消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

４　若松広域消防本部に対する体制整備等の求め【危機管理課】

市は、若松広域消防本部と連携して初動措置を行えるよう、若松広域消防本部に対し、市における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定めるよう求める。

この際、市は、若松広域消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において若松広域消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施できるよう初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

５　市対策本部等の設置場所【危機管理課】

ア　表２－２、２－３に定める体制の設置場所は、表２－５のとおりとする。

イ　設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

ウ　大規模な武力攻撃等が発生したことにより、市役所が被災し、市役所に配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない他の地区を候補として検討を行う。

表２－５　各配備体制の設置場所等

配備体制	設　置　区　分	設置場所	代替設置場所
①警戒配備体制	業務実施場所	市役所本庁舎 危機管理課内	生涯学習総合センター 多目的ホール
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	生涯学習総合センター 美術工芸スタジオ
	自衛隊等関係機関 リエゾン待機場所	市役所本庁舎 危機管理課内	生涯学習総合センター 多目的ホール
②緊急事態連絡室体制 及び ③対策本部体制	対策本部会議室	市役所本庁舎 副市長室	生涯学習総合センター 研修室５・６
	プレスルーム	市役所本庁舎内 記者クラブ	生涯学習総合センター 美術工芸スタジオ
	自衛隊等関係機関 リエゾン待機場所	市役所本庁舎 危機管理課	生涯学習総合センター 多目的ホール
	対策本部事務局	市役所本庁舎 危機管理課	生涯学習総合センター 多目的ホール

６　国民の権利利益の救済に係る手続等【総務課、関係各課】

(1)　住民等の権利利益の迅速な救済

ア　市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

イ　市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表２－６　住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 （第159条第１項）	特定物資の収用に関すること。（第81条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（第81条第３項）
	土地等の使用に関すること。（第82条）
	応急公用負担に関すること。（第113条第２項）
	車両等の破損措置に関すること。 （第155条第２項において準用する災害対策基本法第76条の３第２項後段）
損害補償 （第160条）	国民への協力要請によるもの。 （第70条第１、３項、第80条第１項、第115条第１項、第123条第１項）
不服申立てに関すること。（第６、175条）	
訴訟に関すること。（第６、175条）	

(2)　住民等の権利利益に関する文書の保存【総務課、関係各課等】

ア　市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、会津若松市文書取扱規則の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ　市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２　関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、若松広域消防本部、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

１　基本的考え方

(1)　防災のための連携体制の活用【危機管理課、関係各課、各市民センター等】

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2)　関係機関の計画との整合性の確保【危機管理課】

市は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3)　関係機関相互の意思疎通【危機管理課、関係各課、各市民センター等】

市は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、市国民保護協議会の組織を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

２　国機関との連携

(1)　自衛隊との連携【危機管理課】

市は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び陸上自衛隊第 44 普通科連隊との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2)　関係指定地方行政機関等との連携【危機管理課、関係各課等】

市は、武力攻撃事態等において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

３　県との連携

(1)　県との連携体制の整備【危機管理課、企画調整課等】

市は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表２－７の事項の調整に留意する。

表２－７　県との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留　意　事　項
住民の避難	①　知事の避難の指示実施時における提示事項 ②　避難実施要領の記述内容 ③　避難誘導時における関係機関等の役割分担 ④　市長が警報等の内容を伝達する対象 ⑤　避難及び運送手段の確保方法 ⑥　中継施設の指定・調整等
避難住民の救援	①　救援に関する関係機関の役割分担 ②　避難住民の受入可能人数 ③　安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	①　生活関連等施設の状況 ②　放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 ③　応急措置等の内容の役割分担 ④　被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	①　自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 ②　国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2)　県との情報共有【危機管理課、関係各課等】

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3)　県による市の行うべき事務の代行【危機管理課、関係各課等】

市は、県が、市長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を市長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4)　市国民保護計画の県への協議【危機管理課】

市は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5)　県警察との連携【危機管理課、道路課】

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民等及び運送事業者等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

４　近接市町村等との連携

(1)　近接市町村との連携【危機管理課、総務課、関係各課等】

ア　市は、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。

イ　市は、近接する市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るとともに、市の区域を越える避難、ＮＢＣ兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害へ

の対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における近接市町村との連携体制の整備を図る。

(2)　応援協定締結市町村等との連携

市は、県の区域を超える避難、ＮＢＣ兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、防災のために締結している相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材等の供給など救援の実施時における相互体制について、中核市、友好都市等との連携強化に努める。

(3)　消防機関との連携【危機管理課】

ア　市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、若松広域消防本部及び近接する市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直し、又は、当該協定等に基づく応援要請が可能な範囲を明確にすること等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ　市は、県から提供された情報等により、消防本部におけるＮＢＣ対応可能部隊数及びＮＢＣ対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

５　指定地方公共機関等との連携

(1)　指定地方公共機関等の連絡先の把握【危機管理課、関係各課等】

市は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2)　医療機関との連携【健康増進課、関係各課等】

ア　市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう若松広域消防本部と調整を図った上で、最寄りの災害医療センター（基幹災害医療センター：公立大学法人　福島県立医科大学附属病院、地域災害医療センター：財団法人温知会　会津中央病院をいう。以下同じ。）、救命救急センター、会津若松医師会及び県会津保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ　ＮＢＣ災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3)　関係機関との協定の締結等【危機管理課】

ア　市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ　市は、区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

６　ボランティア団体等に対する支援

(1)　自主防災組織等に対する支援【危機管理課、環境共生課等】

ア　市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との連携が図られるよう配慮する。

イ　市は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2)　自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援【地域福祉課】

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）その他のボランティア関係団体及びＮＰＯ等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

１　非常通信体制の整備【危機管理課ほか】

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

２　非常通信体制の確保に当たっての留意点等【危機管理課ほか】

(1)　市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(2)　非常通信体制の確保に当たって、市は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表２－８の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表２－８　非常通信体制の確保における留意事項

施設・設備面	①　非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ②　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ③　無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ④　緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を適切かつ効果的に活用する。 ⑤　武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	①　夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ②　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ③　通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ④　無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ⑤　電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ⑥　担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ⑦　住民等に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3)　市は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。

第４　情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1)　情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2)　体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3)　関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　警報等の伝達等に必要な準備

(1)　警報等の伝達体制等の整備【危機管理課】

ア　市は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表２－９の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在市が保有するサイレンその他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表２－９　警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体

会津若松市消防団、各町内会、民生児童委員、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、会津よつば農業協同組合、会津若松地方森林組合、会津若松市商工会議所、あいづ商工会、公益社団法人会津青年会議所、一般社団法人会津若松観光ビューロー、会津東山温泉観光協会、会津芦ノ牧温泉観光協会

イ　市は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生児童委員や市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区及び財団法人福島県国際交流協会等とあらかじめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。

ウ　市は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮する。

エ　市が、警報の内容を通知する「その他の関係機関」については、表２－１０のとおり県との役割を定める。

表２－10　その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

その他関係機関名	市	県
消防本部	若松広域消防本部	全消防本部
関係指定公共機関 指定地方公共機関	－	○
国関係機関 （自衛隊含む。）	－ ※緊急の場合、自衛隊福島地方協力本部等に情報提供	○
社会福祉協議会	市社会福祉協議会	県社会福祉協議会
医師会	会津若松医師会	県医師会
避難施設	避難施設（市立学校、公民館等市立の施設等）	避難施設（県立学校等県立の施設、福祉避難所、民間避難施設）
協定締結先機関	市が締結している機関	県が締結している機関

(2)　県警察との連携【危機管理課】

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(3)　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するために、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4)　国民保護に係るサイレンの住民等への周知【危機管理課】

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年７月６日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(5)　大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備【危機管理課、関係各課】

市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模

集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して表２－１１のとおり定める。

表２－11　大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

施設等の名称	市	県
学校（避難施設指定校を除く。）	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校
病　　院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。
駅・空港・港湾	JR 会津若松駅 他 （ＪＲ東日本、会津鉄道株式会社）	福島空港、小名浜港、相馬港 （ＪＲ東日本、会津鉄道株式会社、阿武隈急行株式会社、野岩鉄道株式会社）
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設
大規模集合住宅	市営住宅等	県営住宅
官公庁・事業所	○	（関係する国の機関には通知）

(6)　民間事業者等の協力の確保【危機管理課、関係各課等】

市は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を市と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【市民課、関係各課等】

(1)　安否情報の種類及び報告様式

ア　安否情報の種類

①　武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔市の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市に在るときに負傷した場合及び市で死亡した場合を含む。〕である。

②　安否情報として収集する内容は、表２－12 のとおりである。

表２－12　収集、報告すべき安否情報の内容

1　避難住民（負傷・疾病した住民も同様） ①　氏名（フリガナ） ②　出生の年月日 ③　男女の別 ④　住所（郵便番号を含む。） ⑤　国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 負傷（疾病）の該当 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ 現在の居所 ⑩ ⑦～⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 安否情報の回答等についての希望等 ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2　死亡した住民（上記①～⑥に加えて） ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 遺体の安置されている場所

③　市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

イ　安否情報の報告

市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、原則として、安否情報システムにより行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、安否情報省令第２条に規定する「安否情報報告書（様式第３号）」により行う。

(2)　安否情報収集のための体制整備【市民課、関係各課等】

ア　市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理及び回答責任部署を市民課と定め、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報体制〔担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等〕の確認を行う。

イ　市は、若松広域消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、市に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。

(3)　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等【市民課、地域福祉課、教育総務課、関係各課等】

ア　安否情報の収集機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

イ　安否情報の収集先機関への周知

市は、あらかじめ若松広域消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等において、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報の取扱いについての整理を要請するとともに、安否情報の報告先等及び安否情報省令第１条及び第２条に定める「安否情報収集様式（様式第１号、第２号）」及び「安否情報報告書（様式第３号）」の周知を図る。

ウ　日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

市は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、市が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

４　被災情報の収集・報告に必要な準備【危機管理課、関係各課等】

(1)　情報収集・連絡体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を防災安全課と定め、必要な体制の整備を図る。

(2)　被災情報収集のための準備

ア　市は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき行うことになるため、あらかじめ、市の区域内に所在する生活関連等施設の管理者等に対し、当該要領等に基づく被災情報の提供についての協力を依頼する。

イ　市は、若松広域消防本部に対し、火災・災害等即報要領等に基づき県に報告した被災情報についての提供を依頼する。

(3)　担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である防災安全課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や

訓練を通じ育成に努める。

第５　研修及び訓練

市職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　研　修

(1)　研修機関における研修の活用【危機管理課ほか】

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2)　職員等の研修機会の確保【危機管理課ほか】

ア　市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ　市は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3)　外部有識者等による研修【危機管理課ほか】

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、若松広域消防本部の消防吏員、自衛隊、県警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓　練

(1)　訓練の実施【危機管理課ほか】

ア　市は、若松広域消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ　訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、若松広域消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2)　訓練の形態及び項目

ア　訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ　防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

①　市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

②　警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練

③　避難誘導訓練及び救援訓練

(3)　訓練に当たっての留意事項

ア　国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ　国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、民生児童委員及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ　市は、町内会、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ　市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

キ　市は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

図２－１　住民避難及び避難住民の救援に関するフロー

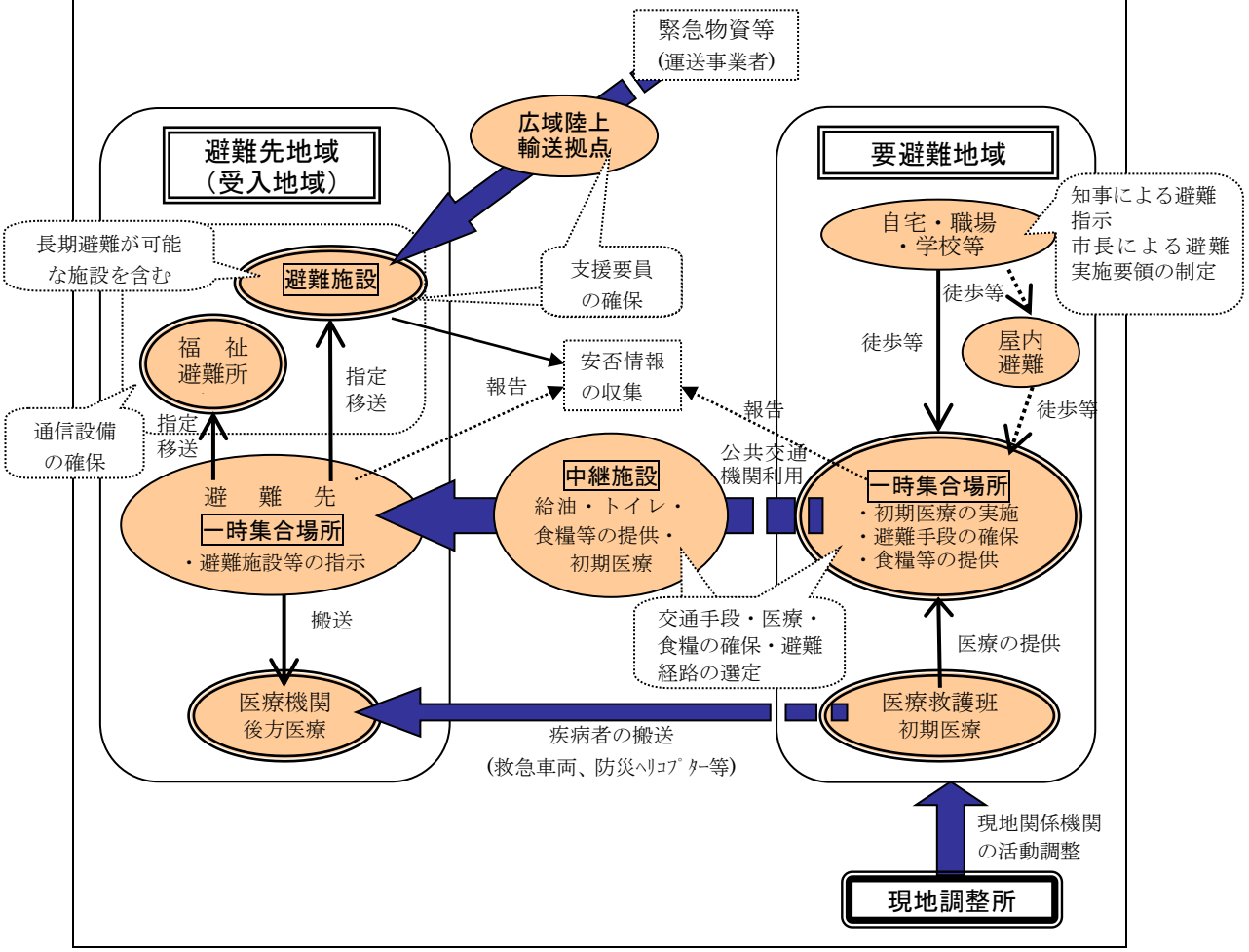

１　避難に関する基本的事項

(1)　基礎的資料の収集【危機管理課、関係各課】

市は、武力攻撃事態等において迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

表２－１３　避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区（字）ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
避難行動要支援者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト（避難行動要支援者名簿） 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地（地図情報含む）、収容能力等 避難施設の開設手順及び開設担当者（部署）
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

(2)　隣接する市町村との連携の確保【危機管理課、関係各課等】

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3)　若松広域消防本部との連携の確保【危機管理課】

市は、避難誘導を行う場合に備え、平素から、国民保護法第６２条に基づき、若松広域消防本部と協力して避難誘導を実施するため次のア、イを定め、避難誘導時における連携を図る。

ア　避難誘導を行うに当たっての市及び消防機関の役割

①　市

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

②　若松広域消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、市長と協力し、避難誘導を実施

③　消防団

市長の指揮により、会津若松地方広域市町村圏消防本部消防長及び会津若松消防署長（城南分署長、十文字出張所長及び小松出張所長を含む。）の所管の下で避難誘導を実施

イ　市長の指示の求め

市長は、アの役割分担にかかわらず、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

(4)　避難誘導時において給与・提供する食糧・医療等の確保

市長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(5)　高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮【地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、関係各課等】

ア　市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

イ　その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者対策班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(6)　民間事業者等からの協力の確保【危機管理課、関係各課等】

市は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となることから、民間事業者等の協力が得られるよう、県と連携の上、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(7)　学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

２　避難実施要領のパターンの作成【危機管理課】

市は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、民生児童委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

ア　季節における配慮事項（冬期間の避難方法等）

イ　観光シーズンや昼間における配慮事項（通勤・通学者及び観光客等への対応）

ウ　混雑時や交通渋滞時における発生状況等

３　救援に関する基本的事項

(1)　救援に関する事務の県との役割分担

ア　市は、救援に関する事務に係る県との役割分担等について、初動体制の迅速性の確保や災害時における市の応急救助の実施状況等を踏まえ、県の権限における救援の事務のうち、原則として、表２－１４について市が行うよう、あらかじめ定める。

イ　市は、救援に関する措置の実施に関しては、県計画に準じて行う。

ウ　市は、表２－１４に定めていない事務を行う必要が生じた場合には、必要に応じ、当該事務の実施に係る役割分担等について県と調整する。

エ　市は、アにより市長が行うこととされた救援に関する事務のうち、次の事務の実施については若松広域消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。

①　被災者の捜索及び救出

②　死体の捜索（行方不明者の捜索の一環として実施する場合に限る。）

表２－１４　市と県との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	市〔市長〕	県（知事）
収容施設の供与	①避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与 ※備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は 貸与 ※県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配送
緊急物資の受入れ、配送	○ ※県から配送される食品等の避難住民への配分	○
医療の提供及び助産	①医療（市が編成した医療救護班による医療の提供） ②助産	①医療〔県が編成した医療救護班（大規模 又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字 社福島県支部による医療、薬剤等の支給 等〕 ②助産

被災者の捜索及び救出	○	○
埋葬及び火葬	○	※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
電話その他の通信設備の提供	－	○
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○（緊急に修理が必要な場合）	○
学用品の給与	○〔市立学校〕	○（県立学校・私立学校） ※市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
死体の捜索及び処理	○	○ ※日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	○ ※県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等

(2)　県が行う救援の補助

市は、(1)の救援の実施に関する事務についての県と定めた市の役割分担とされる事務以外の事務に関し、必要に応じ、県が行う救援を補助する。

(3)　基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する表２－１５の資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表２－１５　救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設（福祉避難所等を含む。）の所在地（地図情報含む）、収容能力等 一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	ＮＢＣ兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 ＮＢＣ兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等

日 本 赤 十 字 社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

４　運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等【危機管理課、総務課、道路課、関係各課等】

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1)　運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

(2)　運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

５　避難施設の指定等への協力【危機管理課、関係各課等】

(1)　避難施設の指定等への協力

ア　市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

イ　市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

(2)　避難施設の運用等

市は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成１８年３月）を参考に作成する、「市避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、市職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

６　市長による現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、若松広域消防本部、県（会津地方振興局、会津保健福祉事務所）、県警察、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。

図２－２　現地調整所の組織編制

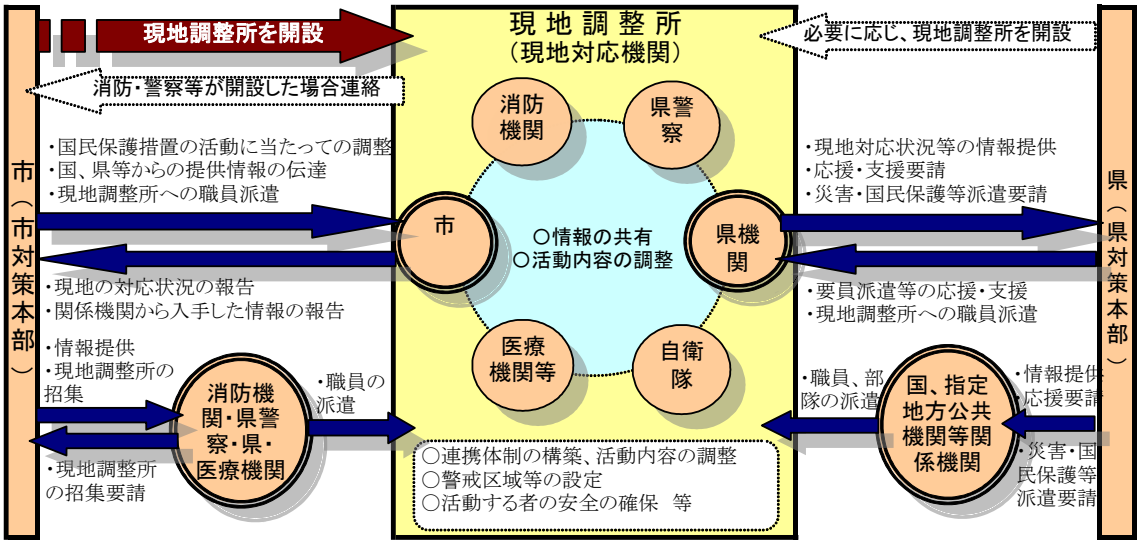

７　生活関連等施設の把握等【健康増進課、関係各課】

(1)　生活関連等施設の把握等

ア　市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

イ　市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年８月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表２－１６　生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署（対策本部設置後）
第 27 条	１号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全領域（原子力発電所：地域づくり班、その他：企業班）
	２号	ガス工作物	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生領域（健康衛生班）
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県民環境総務領域（県民環境総務班）
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全領域（企業班）
	６号	放送用無線設備	総務省	知事公室（知事公室班）
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾領域（河川港湾班）
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	都市領域（都市班）

	９号	ダム	国土交通省	農村整備領域、河川港湾領域（農村整備班、河川港湾班）
第 28 条	１号	危険物	総務省消防庁	県民安全領域（環境保全班）
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和 25 年法律第 303 号）	厚生労働省	健康衛生領域（健康衛生班）
	３号	火薬類	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	４号	高圧ガス	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）
	６号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全領域（地域づくり班）
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民安全領域（地域づくり班）
	８号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和 35 年法律第 145 号）	厚生労働省 農林水産省	健康衛生領域、生産流通領域（健康衛生班、生産流通班）
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	県民安全領域（環境保全班）
	10 号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全領域、健康衛生領域、生産流通領域他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）
	11 号	毒性物質	経済産業省	県民安全領域他（環境保全班）

(2)　市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第３章　物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　市における備蓄

(1)　防災のための備蓄との関係【危機管理課、関係各課等】

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2)　国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材【危機管理課、関係各課等】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3)　県との連携【危機管理課、関係各課等】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1)　施設及び設備の整備及び点検【総務課、関係各課等】

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2)　ライフライン施設の機能の確保【上下水道局、関係各課等】

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3)　復旧のための各種資料等の整備等【総務課、関係各課】

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第４章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に関する啓発

(1)　啓発の方法【危機管理課、関係各課】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2)　防災に関する啓発との連携【危機管理課、関係各課】

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3)　学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発【危機管理課、関係各課】

ア　市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

イ　市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

ウ　市は、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1)　緊急事態連絡室の設置（第 98 条関係）【危機管理課、各部各課等】

ア　市職員は、住民からの通報、消防吏員及び警察官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防機関等に報告する。

イ　アの場合、市長は、速やかに、県、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関に対し連絡するとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の要員については、図３－１のとおり定める。

ウ　若松広域消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。

エ　緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表３－１の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

図３－１　市緊急事態連絡室の構成（イメージ）

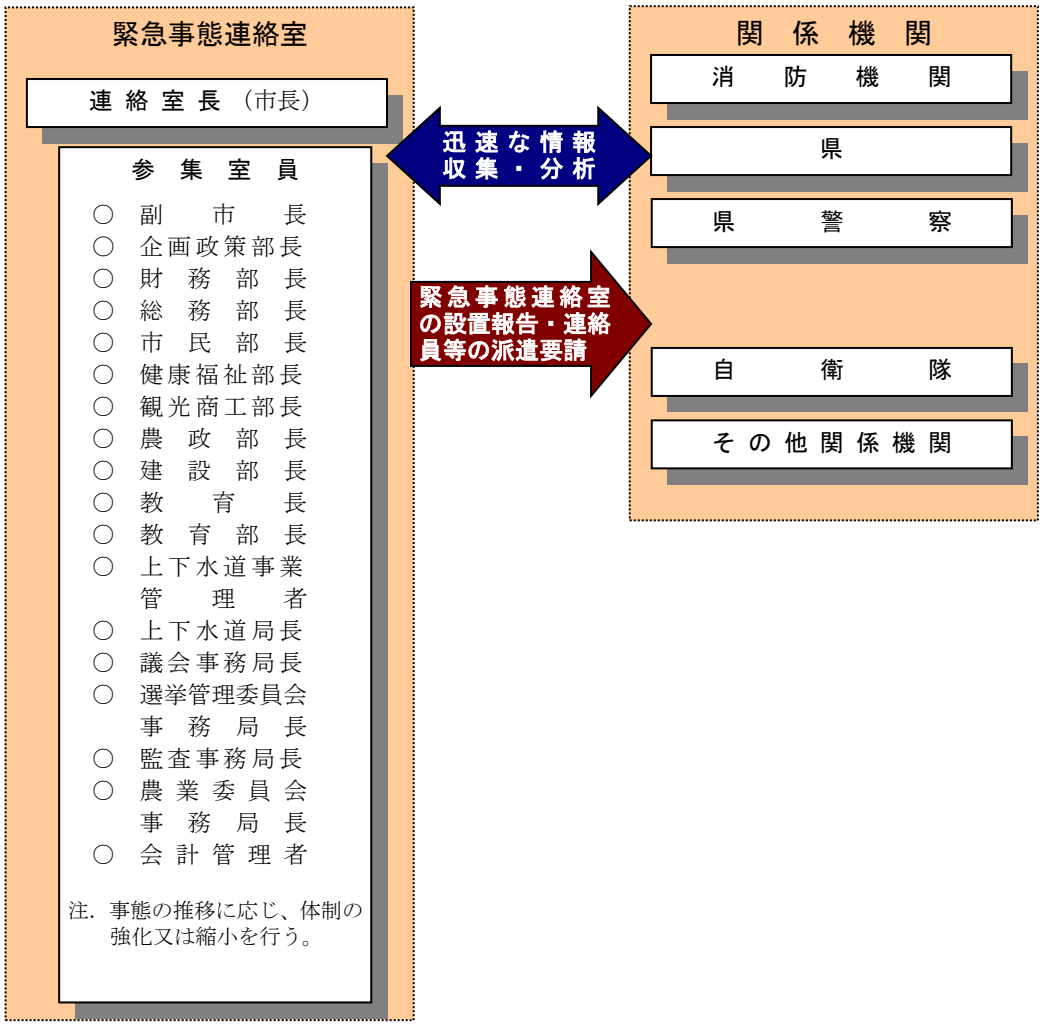

表３－１　各課等における関係機関への情報伝達ルート

情報伝達先関係機関		情報伝達担当課
国機関	自衛隊	危機管理課
	郡山国道事務所	道路課
県機関	危機管理総室 、会津地方振興局	危機管理課
	会津保健福祉事務所	地域福祉課
	会津若松建設事務所	道路課
	会津若松警察署	危機管理課
	その他関係領域、事務所等	関係各課
近隣市町村		総務課
若松広域消防本部、会津若松市消防団		危機管理課
関係指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的機関 ※市の区域内に所在又は関係する機関等に限る。	（公社）会津若松医師会、（公社）福島県看護協会、日本赤十字社福島県支部会津若松市地区、最寄りの災害医療センター、その他医療機関等	地域福祉課 健康増進課
	若松ガス（株）等ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課
	NTT 東日本（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター、東京電力リニューアブルパワー（株）、電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	
	東日本高速道路（株）東北支社会津若松管理事務所、ＪＲ東日本会津若松駅、会津乗合自動車（株）、会津鉄道（株）等運送事業者（機関）	企画調整課
	日本放送協会福島放送局、福島テレビ（株）、（株）福島中央テレビ、（株）福島放送、（株）テレビユー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム会津等放送事業者等	シティプロモーション課
生活関連等施設の管理者	水道事業者、会津若松地方水道用水供給企業団	危機管理課、上下水道局
	ダム管理者	危機管理課
	プロパンガス等燃料取扱業者、危険物質等の取扱者	
多数の者が利用する施設（県と伝達先を分担）	市立学校等教育機関	教育総務課
	病院等医療機関（災害医療センターを含む）	健康増進課
	社会福祉施設、介護施設等	健康福祉部関係各課
	その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）	危機管理課

その他	町内会、民生児童委員、婦人消防隊等自主防災組織の代表、青年団、婦人会等	危機管理課、市民協働課、地域福祉課、生涯学習総合センター
	市社会福祉協議会	地域福祉課
	農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会議所、商工会、土地改良区、青年会議所等	農政課、農林課、商工課

(2)　初動措置の確保【関係各課】

ア　市は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は市長の委任を受けてその職権を行使する市職員が現場にいないときは、警察官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定等を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ　市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示（「措置」も可能。）、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ　市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は市長の委任を受けて、その職権を行使する市職員[注]に命ずることにより、若しくは、警察官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定について要請するなどの措置を行う。

なお、市長又は市長の委任を受けて、その職権を行使する市職員[注]が退避の指示、警戒区域の設定を行う場合、若松広域消防本部と調整の上行うこととし、次の事項について協力を要請する。

①　退避の指示

消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等

②　警戒区域の設定等

県警察と連携した区域の設定（ゾーニング）、市の要請に基づく立入制限・禁止等の協力、消防車両等を利用した住民等への伝達

(3)　関係機関への支援の要請【総務課、関係各課等】

ア　市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消防組織法又は災害対策基本法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

イ　市長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4)　市対策本部への移行に要する調整

ア　緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部（以下、市対策本部）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

イ　市長は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(5)　放送事業者等に対する情報提供【シティプロモーション課】

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」（令和元年６月　福島県）の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(6)　緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等

市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、１(1)エ及び表３－１に基づき連絡する。

２　武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応【危機管理課、関係各課等】

ア　市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、警戒配備体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

イ　市長は、アの体制をとった場合、若松広域消防本部に連絡するとともに、必要な体制をとるよう要請する。

図３－２　市における初動体制と災害対策基本法との関係

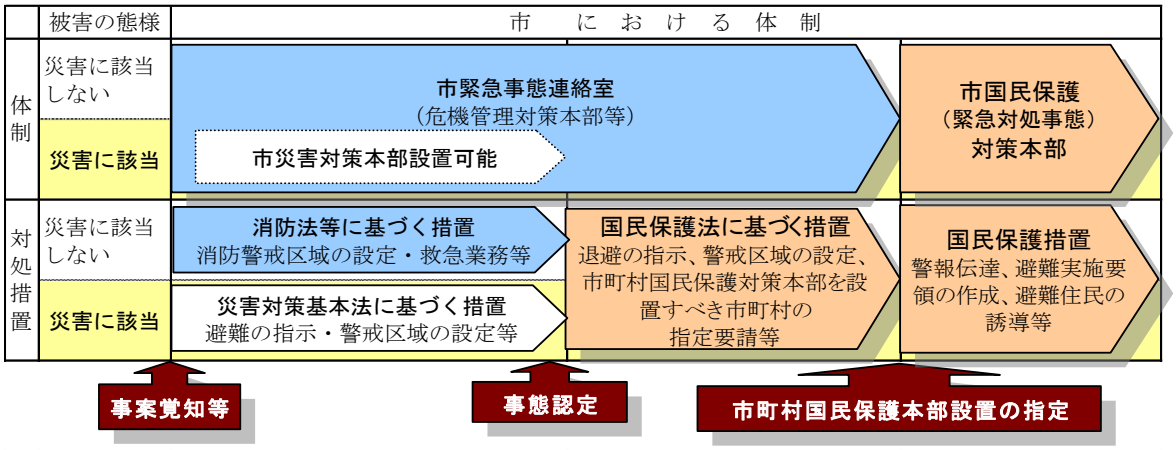

第２章　市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、市対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

１　市対策本部の設置【危機管理課、各部各課】

(1)　市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア　市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第１章１(4)に基づき市対策本部に切り替える。

ウ　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。)、市対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第２編第１章第１の２(4)で定める携帯電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ　市対策本部の開設

①　市対策本部担当者は、第２編第１章第１の５及び表２－５で定める市役所本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

②　市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したことを報告する。

③　市対策本部は、表３－１の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する。

また、若松広域消防本部に対し、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部国民保護対策本部等を設置するよう要請する。

オ　交代要員等の確保

市対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ　本部の代替機能の確保

①　市は、市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合、第２編第１章第１の５及び表２－５で定める市対策本部の代替設置場所等に市対策本部を設置する。

②　市長は、市の区域を越える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2)　市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等【危機管理課】

市長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3)　市対策本部の組織構成等

ア　市対策本部の組織構成

①　市対策本部の組織構成は図３－３のとおりとする。

②　市対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員、若松広域消防本部消防長の指名する消防吏員、その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

イ　市対策本部事務局の組織編制等

①　市対策本部長を補佐する組織として、市対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

②　事務局の組織編制及び所掌業務は表３－２のとおりとする。

ウ　措置を実施する各部各課等の組織編制等

①　市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部各課等が措置を実施する。また、福祉関係の各部各課を中心的とした横断的な組織として要配慮者対策班を置く。

②　各部各課の所掌業務は表３－３のとおりとする。

③　各部各課等は、事務局の指示又は求めにより、各部各課等から事務局に対し支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

図３－３　市対策本部の組織構成

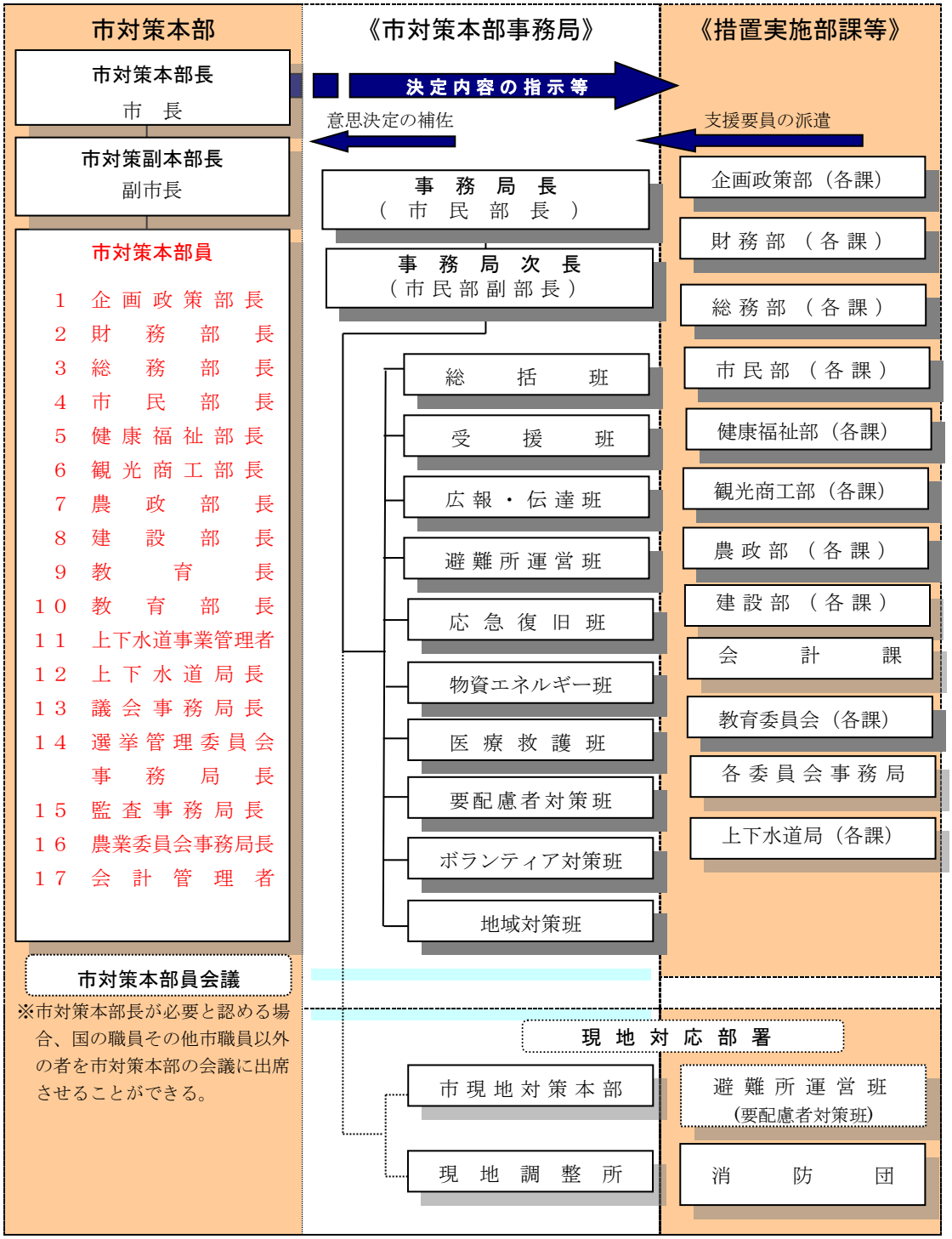

表３－２　市対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

班　　名	主な内容	構成部（主な課）
総括班	1　市対策本部に関すること。 2　被災状況に関する情報収集・情報管理・被災地図の作成に関すること。 3　対策方針の作成に関すること。 4　関係機関との調整に関すること。 5　被災者台帳の整備に関すること。 6　通信回線や通信機器の確保に関すること。	◎市民部（危機管理課）、総務部（総務課、人事課）、企画政策部（情報戦略課、秘書課）、会計課、議会事務局、教育委員会（生涯学習センター）、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局
受援班	1　応援職員等への対応に関すること。	◎総務部（総務課、人事課）
広報・伝達班	1　広報活動等に関すること。 2　市ホームページの作成に関すること。 3　情報伝達手段の確保に関すること。 4　情報流出等への対応に関すること。 5　市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。	◎企画政策部（シティプロモーション課、情報戦略課）
避難所運営班	1　避難所の開設運営に関すること。 2　支援物資配布・保管に関すること。	◎財務部（財政課、税務課、納税課）、企画政策部（企画調整課、シティプロモーション課）、建設部（まちづくり整備課）、教育委員会（教育総務課、学校施設給食課、文化スポーツ課）
応急復旧班	1　市施設や道路等の被災状況調査や応急復旧に関すること。 2　住宅の応急危険度判定に関すること。 3　災害廃棄物の処理に関すること。 4　災害応急住宅等の建設に関すること。 5　家屋等の被災状況調査に関すること。	◎建設部、教育委員会（学校施設給食課、文化スポーツ課）、上下水道局、市民部（環境共生課）、財務部（税務課、公共施設管理課）、農政部（農林課）
物資エネルギー班	1　物資・食糧・燃料の調達に関すること。 2　支援物資の受入、輸送に関すること。 3　輸送車両の確保に関すること。	◎観光商工部（商工課、企業立地課）、農政部（農政課）、総務部（契約検査課）

医療救護班	1　応急医療の支援に関すること。 2　医療機関、医師会等との連絡調整に関すること。 3　遺体の処理、埋葬に関すること。 4　被災者の安否確認、問い合わせに関すること。 5　行方不明者の捜索への協力に関すること。 6　被災者等の健康管理への支援に関すること。	◎健康福祉部（健康増進課）、市民部（市民課）
要配慮者対策班	1　避難行動要支援者名簿に関すること。 2　要配慮者に対する情報伝達に関すること。 3　避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4　福祉避難所に関すること。	◎健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、国保年金課）、観光商工部（観光課）、教育委員会（学校教育課）
ボランティア対策班	1　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 2　災害ボランティアセンター開設運営への協力に関すること。	◎健康福祉部（地域福祉課）
地域対策班	1　地域住民への情報提供、支援物資配布・保管及び相談対応に関すること。	◎市民部（市民協働課、市民センター）、企画政策部（各支所）、教育委員会（地区公民館、生涯学習センター）

備考　構成部の欄において、◎が付されている部局を班長とする。
事務局各班において、必要に応じて、各課から必要な職員を事務局要員として充てることができる。

表３－３　各部各課の所掌業務

部名	課　名	事　務　分　掌
企画政策部	企画調整課（避難所運営班）	1　避難所の開設運営に関すること。 2　国、検討に対する窓口及び要望等の資料作成に関すること。
	情報戦略課（総括班、広報・伝達班）	1　庁内の情報システムの円滑な運用及び管理に関すること。 2　情報伝達手段の確保に関すること。 3　災害対策本部の情報システム環境の整備に関すること。 4　情報流出防止等に関すること。 5　通信機器等の確保に関すること。
	シティプロモーション課（避難所運営班、広報・伝達班）	1　新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ、広報車による広報活動、その他の広報に関すること。 2　写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3　避難所の開設運営に関すること。 4　プレスルームの運営及び放送事業者への情報提供に関すること。 5　災害時の交通機関の状況調査に関すること。

	秘書課（総括班）	1　災害対策本部の補助に関すること。
	支所（地域対策班）	1　所管区域内の被害調査、災害防止及び応急措置に関すること。 2　区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。 3　本部及び各部との連絡調整に関すること。 4　災害対策本部（代替）設置に関すること。 5　特殊標章の交付に関すること。 6　所管区域内の災害に係る初期対応に関すること。 7　地域の市民相談に関すること。 8　住民への情報提供、支援物資の配布・保管に関すること。

財務部	財政課（避難所運営班）	1　避難所の開設運営に関すること。 2　国民保護措置等の緊急予算措置に関すること。
	税務課（避難所運営班）	1　被災住宅の調査に関すること。 2　避難所の開設運営に関すること。
	納税課（避難所運営班）	1　税の減免及び猶予措置に関すること。 2　避難所の開設運営に関すること。
	公共施設管理課（応急復旧班）	1　災害応急住宅等の建設に関すること。 2　公共建築物の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。 3　公共建築物の被害調査及び応急の復旧に関すること。 4　被災住宅の応急危険度判定や二次調査において、「建築職」として専門的な見識が必要な場合の同調査に関すること。
総務部	総務課（総括班・受援班）	1　他市町村等への協力要請についての連絡調整に関すること。 2　被災者の輸送対策（輸送車両の確保を含む）に関すること。 3　自動車（本庁所属）の配車に関すること。 4　災害損失の補償事務に関すること。 5　物資・金銭等の寄付に関すること。 6　応急対策用車両（一般）の確保に関すること。 7　情報流出防止等に関すること。
	人事課（総括班・受援班）	1　災害時における職員の勤務体制に関すること。 2　国・県・他市等の派遣職員の受け入れに関すること。 3　対応要員の安全確保について。 4　災害従事職員の健康相談に関すること。 5　職員の宿泊及び食糧確保に関すること。 6　職員の安否確認に関すること。
	契約検査課（物資エネルギー班）	1　応急物資の調達に関すること。

市民部	危機管理課（総括班）	1　国民保護協議会に関すること。 2　国・県・他市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡調整に関すること。 3　総合的災害対策の策定調整に関すること。 4　被害者台帳の整備に関すること。 5　避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 6　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 7　県・自衛隊等関係機関への派遣要請に関すること。 8　警察署・消防本部・消防団との連絡調整に関すること。 9　災害情報の収集・被害状況の整理報告に関すること。 10　避難情報（防災メール）の伝達に関すること。 11　職員の非常招集に関すること。 12　記者会見等への対応に関すること。 13　罹災証明の発行に関すること。
	市民協働課（地域対策班）	1　区長会への情報提供に関すること。 2　コミュニティセンターとの連絡調整に関すること。 3　コミュニティセンターへの自主避難者への対応に関すること。 4　避難先地域等における消費者保護対策に関すること。
	環境共生課（応急復旧班）	1　一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理に関すること。 2　災害廃棄物処理に関すること。 3　仮設トイレの設置に関すること。 4　産業廃棄物の処理に関すること。 5　郊外の調査及び処理に関すること。 6　特殊標章の交付に関すること。
	市民課（医療救護班）	1　遺体の捜索、収容、処理、埋葬等に関すること。 2　被災者の安否確認、問い合わせに関すること。 3　行方不明者検索への協力に関すること。
	市民センター（地域対策班）	1　区域内の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　区域内の関係機関への協力要請及び連絡調整に関すること。 3　地域の市民相談に関すること。 4　地域への災害情報提供に関すること。 5　本部及び各部との連絡調整に関すること。
健康福祉部	地域福祉課（要配慮者対策班、ボランティア対策班）	1　要配慮者対策の総合調整に関すること。 2　要配慮者等に対する被災者支援に関すること。 3　被災地区における被保護者世帯の救護対策に関すること。 4　災害義援金及び救助物資の受付及び配分に関すること。 5　要配慮者への情報伝達に関すること。 6　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 7　災害ボランティアセンターの開設準備に関すること。 8　避難所の炊出しに関すること。 9　災害ボランティア活動等に関すること。 10　日本赤十字社との連絡、調整に関すること。 11　社会福祉関係施設の被害調査の取りまとめに関すること。 12　災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。

	障がい者支援課（要配慮者対策班）	1　被災地区における障がい者福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2　被災地区における障がい者の援護対策に関すること。 3　要配慮者への情報伝達に関すること。 4　避難行動要支援者名簿の提供に関すること。
	高齢福祉課（要配慮者対策班）	1　被災地区おける高齢福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2　被災地区における要保護高齢者及び在宅高齢者の援護対策に関すること。 3　要配慮者への情報伝達に関すること。 4　避難行動要支援者名簿の提供に関すること。
	こども家庭課（要配慮者対策班）	1　要保護児童の対応に関すること。 2　被災地区における障がい児の援護対策に関すること。 3　被災地区における児童福祉施設の援護及び応急対策に関すること。 4　要配慮者への情報伝達に関すること。
	こども保育課（要配慮者対策班）	1　被災地区における児童福祉施設の被害調査及びその対策に関すること。 2　災害時の一時保育・応急保育に関すること。 3　要配慮者への情報伝達に関すること。
	国保年金課（要配慮者対策班）	1　住民の避難誘導等に関すること。 2　国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 3　要配慮者の対応に関すること。
	健康増進課（医療救護班）	1　災害時における応急医療及び助産への支援に関すること。 2　医療品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3　医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会及び栄養士会との連絡調整に関すること。 4　被災地の衛生指導に関すること。 5　衛生環境及び食品衛生の保持に関すること。 6　被災地における感染症の予防に関すること。 7　避難所における健康指導に関すること。 8　食糧品の調達に関すること。 9　毒物及び劇物に関すること。 10　医療機関との連絡に関すること。 11　簡易水道等の安全確保に関すること。 12　医療機関の被害調査及びその対策に関すること。 13　遺体の処理に関すること。 14　保護センターとの連絡調整に関すること。 15　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養に関すること。
観光商工部	観光課（要配慮者対策班）	1　観光業者の被害調査及びその対策に関すること。 2　帰宅困難者、観光客等一時滞留者、外国人の対策に関すること。 3　観光施設の被害調査及びその応急措置に関すること。
	商工課（物資エネルギー班）	1　調達物資（支援物資を含む）のあっせん、仕分け、管理及び配送に関すること。 2　商工業者の被害調査及びその対策に関すること。 3　エネルギーの調達に関すること。 4　輸送車両の確保に関すること。

	企業立地課（物資エネルギー班）	1　調達物資（支援物資を含む）のあっせん、仕分け、管理及び配送に関すること。 2　誘致企業の被害調査及びその対策に関すること。 3　工業団地の被害調査及びその対策に関すること。
農政部	農政課（物資エネルギー班）	1　調達物資（支援物資を含む）のあっせん、仕分け、管理及び配送に関すること。 2　農業災害状況の調査及びその対策に関すること。 3　家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 4　食糧品の調達に関すること。 5　種苗の確保に関すること。 6　家畜救護対策に関すること。
	農林課（応急復旧班）	1　農道、林道その他の農林業施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　農地及び林地の被害調査及びその対策に関すること。 3　土地改良区との連絡調整に関すること。
建設部	都市計画課（応急復旧班）	1　都市施設の災害防止策に関すること。
	まちづくり整備課（応急復旧班・避難所運営班）	1　都市公園の被害調査及びその応急措置と対策に関すること。 2　避難場所（公園）の施設に関すること。 3　都市公園施設の避難所（長期含む）としての緊急利用に関すること。 4　避難所の開設運営に関すること。
	開発管理課（応急復旧班）	1　区画整理区域の災害防止と被害調査及び応急措置に関すること。 2　都市施設の災害防止策に関すること。 3　応急復旧に関すること。
	道路課（応急復旧班）	1　一般道路、橋りょう、河川その他の被害調査及びその応急復旧措置に関すること。 2　交通不能箇所の調査及び応急措置並びに通行路線の決定に関すること。 3　応急措置に要する車両（特殊）の確保に関すること。 4　除雪対策に関すること。 5　応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関すること。 6　砂防及び地すべり並びに雪崩防止施設の対策及びその応急措置に関すること。 7　水防関係通報の受領及び通報に関すること。
	建築住宅課（応急復旧班）	1　市営住宅の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　住宅の応急危険度の判定に関すること。 3　災害応急住宅等の建設に関すること。 4　市営住宅の一時使用に関すること。 5　被災建築物の相談に関すること。 6　建築士会との連絡調整に関すること。 7　被災住宅の二次調査において、「建築職」としての専門的な見識が必要な場合の同調査に関すること。
会計管理者	会計課（総括班）	1　応急時の経理出納に関すること 2　災害救助基金の出納に関すること。 3　災害対策本部の補助に関すること。

議会	議会事務局（総括班）	1　議員との連絡調整に関すること。 2　災害対策本部の補助に関すること。
教育委員会	教育総務課（避難所運営班）	1　教育関係職員の福利厚生に関すること。 2　教育関係機関における教職員の安否情報の収集に関すること。
	学校教育課（要配慮者対策班）	1　児童・生徒の避難に関すること。 2　児童・生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 3　被災児童・生徒の応急教育に関すること。 4　学校教職員との連絡調整に関すること。 5　被災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 6　被災地域の学校教育の確保に関すること。
	学校施設給食課（避難所運営班）	1　教育施設の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。 2　教育施設の避難所としての緊急利用に関すること。 3　避難所の開設運営に関すること。 4　教育施設の被害の調査に関すること。
	文化スポーツ課（避難所運営班、応急復旧班）	1　文化財の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　災害広報に関すること。 3　文化施設の緊急利用に関すること。 4　文化施設の安全確認、災害防止及び応急措置に関すること。 5　社会体育施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 6　スポーツ施設の避難所（長期含む）としての緊急利用に関すること。 7　避難所の開設運営に関すること。
	生涯学習総合センター（総括班・地域対策班）	1　社会教育施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　地域への情報提供に関すること。 3　災害対策本部（代替）設置に関すること。 4　災害対策本部の補助に関すること。 5　避難場所（避難所）の運営に関すること（中央公民館神指分館）。 6　支援物資の配布・保管に関すること（中央公民館神指分館）。 7　自主避難者の受入に関すること（中央公民館神指分館）。
	地区公民館（地域対策班）	1　避難場所（避難所）の運営に関すること。 2　支援物資の配布・保管に関すること。 3　自主避難所の受入に関すること。
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局（総括班）	1　災害対策本部の補助に関すること。
監査委員	監査事務局（総括班）	1　災害対策本部の補助に関すること。

農業委員会	農業委員会事務局（総括班）	1　農業被害調査及びその応急措置に関すること。 2　被害農業者に対する農業救済措置に関すること。 3　災害対策本部の補助に関すること。
上下水道局	総務課（応急復旧班）	1　緊急要請及びその応援体制に関すること。 2　災害復旧に要する資材及び物品の調達並びに各部との連絡に関すること。
	経営企画課（応急復旧班）	1　市民に対する水道関連情報提供等の広報活動に関すること。 2　災害調査、復旧調査及び飲料水供給計画に関すること。
	上水道施設課（応急復旧班）	1　水道施設の被害調査及びその応急措置に関すること。 2　水道管路の被害調査及びその応急措置並びに減・断水に伴う制水弁操作に関すること。 3　飲料水の確保及び供給に関すること。
	下水道施設課（応急復旧班）	1　下水道施設の被害調査及びその災害防止と応急復旧措置に関すること。 2　雨水幹線に関する雨水の応急対策に関すること。
要配慮者対策班		1　避難行動要支援者名簿に関すること。 2　要配慮者に対する情報伝達に関すること。 3　避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4　福祉避難所に関すること。
会津若松市消防団		1　住民の避難誘導に関すること。 2　武力攻撃災害（消火・救助活動）に関すること。 3　その他、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の業務の補助に関すること。

(4)　市対策本部における広報等

ア　市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、市対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報収集班を設置するとともに広報担当部署として広報班を設置し、広報広聴体制を整備する。

イ　住民等への情報伝達については、広報車等の利用、コミュニティ放送局に対する放送協力の依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。

ウ　住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。

①　提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。

②　市対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

③　住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携の上行う。

(5)　市現地対策本部の設置【危機管理課、関係各課等】

ア　市長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）及び県国民保護現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

イ　市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6)　現地調整所の設置【危機管理課、関係各課等】

ア　市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県（会津地方振興局、会津保健福祉事務所等）、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等〕の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、市（現地指揮責任者）が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所は、設置場所、現地調整所における調整事項等について、若松広域消防本部と調整した上で設置する。

イ　市は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

２　市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1)　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2)　県対策本部長に対する総合調整の要請等

ア　市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ　市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うよう要請するよう求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3)　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4)　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5)　市教育委員会に対する措置の実施の求め

ア　市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ　アの場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

３　市対策本部の廃止

ア　市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

イ　市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部の廃止を報告する。また、表３－１の情報伝達ルートを用いて、速やかに、市対策本部を廃止したことを通知する。

ウ　アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、必要と認めたときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

４　通信の確保

(1)　情報通信手段の確保

市は、携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)　情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　通信輻輳（ふくそう）により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国対策本部及び県対策本部等との連携【危機管理課】

(1)　国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2)　国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等【危機管理課、関係各課等】

(1)　知事等への措置要請

ア　市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ　アの場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)　知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3)　指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

ア　市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ　アの場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【危機管理課】

ア　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求めることができる。

イ　市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長〔第１優先連絡先（地域事務所等を含む。)〕又は第６師団長（第２優先連絡先）を通じて陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため市長がこれらの者に連絡が取れない場合においては、第 44 普通科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ウ　市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条)〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

４　県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託【総務課、関係各課等】

(1)　他の市町村長等への応援の要求

ア　市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ　応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2)　県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3)　事務の一部の委託

ア　市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

①　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

②　委託事務に要する経費の支弁の方法

③　その他事務の委託に関し必要な事項

イ　他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る

ウ　事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【危機管理課、関係各課等】

ア　市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

イ　市は、アの要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、アの職員の派遣について、あっせんを求める。

６　市の行う応援等【危機管理課、総務課、関係各課等】

(1)　他の市町村に対して行う応援等

ア　市長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2)　関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　ボランティア団体等に対する支援等【地域福祉課】

(1)　自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2)　ボランティア活動への支援等

ア　市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

イ　市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部会津若松市地区と連携し、又は、他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアの活動環境について配慮するとともに、市社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボランティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。

８　民間からの救援物資の受入れ【契約検査課、商工課、農政課、関係各課等】

ア　市は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。

イ　市は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

　また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

９　住民への協力要請【危機管理課、関係各課】

市長又は市の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア　避難住民の誘導（国民保護法第 70 条関係）

イ　避難住民の救援（同法第 80 条関係）

ウ　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第 115 条関係）

エ　保健衛生の確保（同法第 123 条関係）

第４章　警報及び避難の指示等

図３－４　住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等

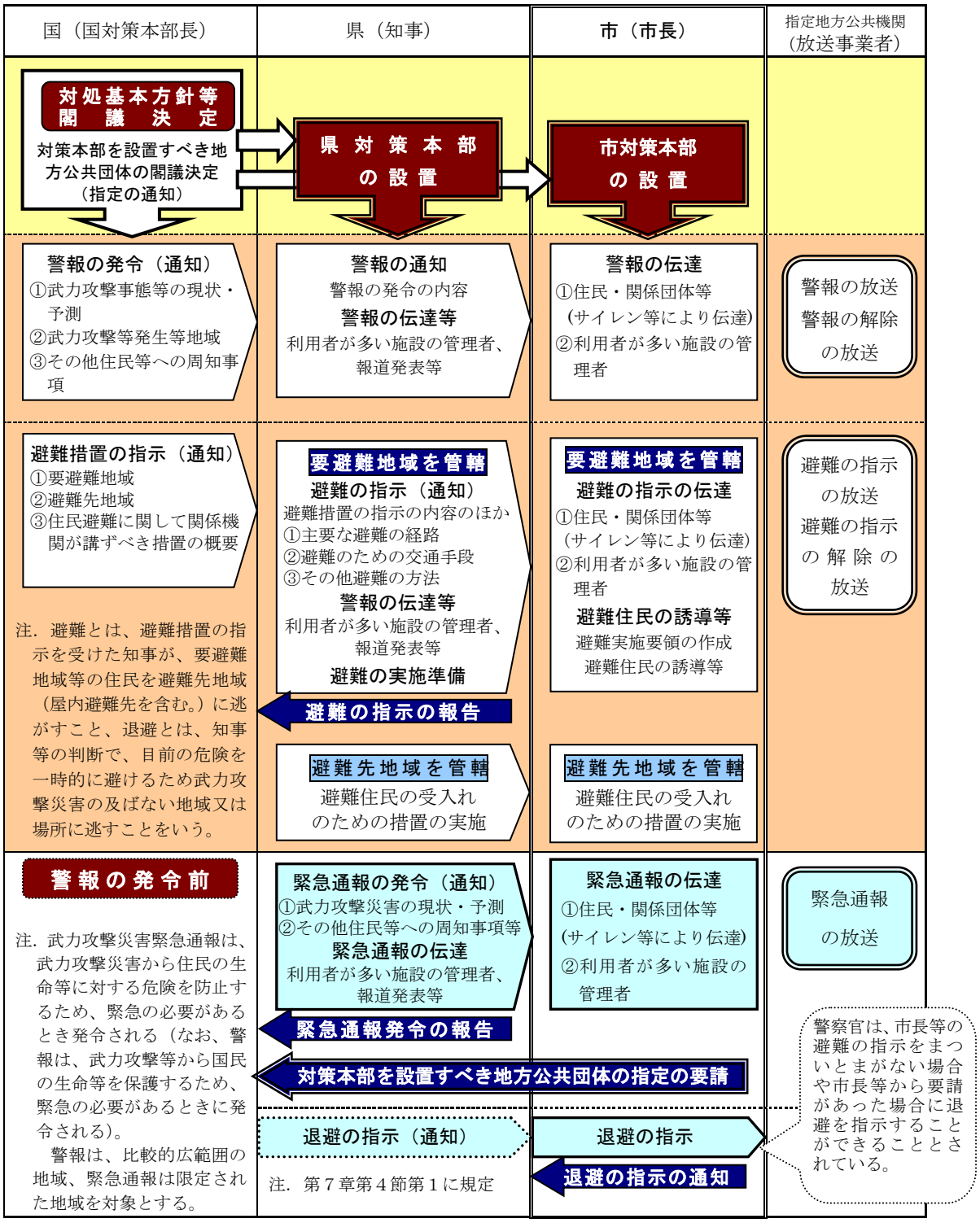

注．県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第１　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の伝達等【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課等】

(1)　警報の内容の伝達

市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表２－９で定める公私の団体等及び表２－１１で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第２編第１章第４であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表２－１０で定めるその他の関係機関に対しては、第３編第１章の１及び表３－１で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

《警報の内容》

①　武力攻撃事態等の現状及び予測

②　武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域

③　その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2)　警報の内容の通知

ア　市は、表２－１０で定めるその他の関係機関に対し、第３編第１章の１及び表３－１で定めた情報伝達ルート等により、警報の内容を通知する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

会津若松市ホームページ：http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/

２　警報の内容の伝達方法【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課等】

(1)　警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア　「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

①　原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②　また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依

頼などの方法も活用する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

①　原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などにより、周知を図る。

②　市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※　全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2)　市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・警備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

ア　若松広域消防本部は、市長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。

ただし、原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。

イ　消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や要配慮者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。

ウ　市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3)　警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉関係の各部各課との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなどにより、要配慮者等に対し、速やかに正しい情報が伝達し、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

３　警報の解除の伝達等【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課等】

市は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

４　武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課等】

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。

図３－５　市長から関係機関への警報(緊急通報)の(解除の)通知及び伝達

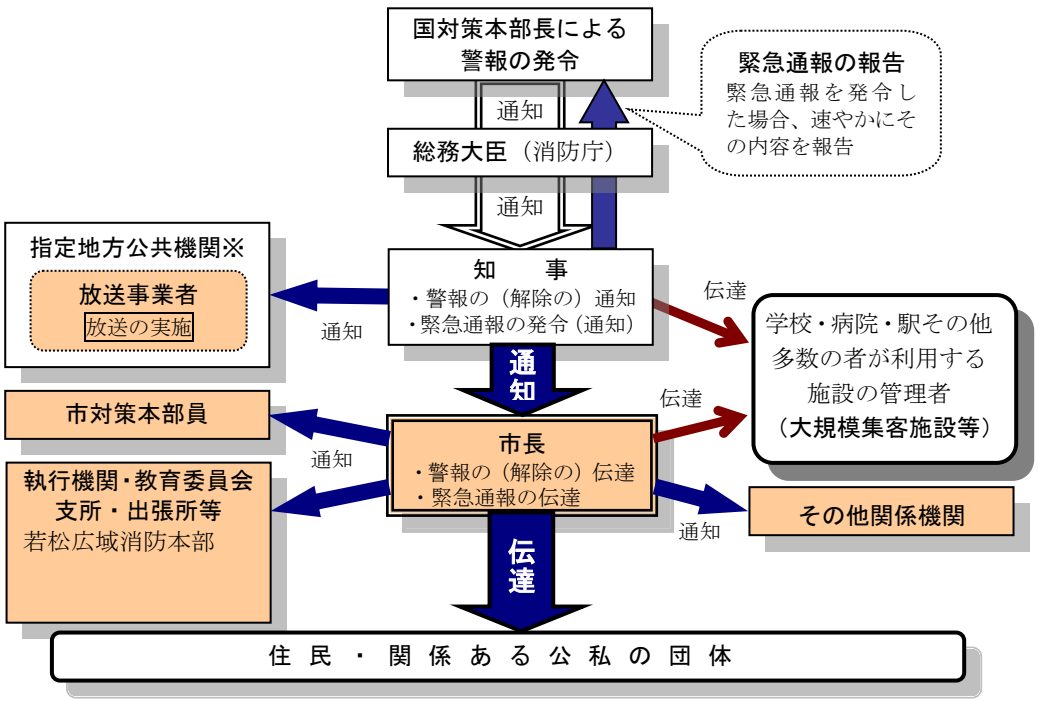

第２　避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難措置の指示の伝達等【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課】

(1)　避難措置の指示の通知

市長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第１の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第３編第１章の１及び表３－１で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

《避難措置の指示の内容》

①　住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）

②　住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）

③　関係機関が講ずべき措置の概要

(2)　避難措置の指示の伝達等

ア　市の区域が要避難地域に指定された場合

市は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第１の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等や大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

イ　市の区域が避難先地域に指定された場合

市は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第２編第１章第４の表２－10 の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。

図３－６　市長から関係機関への避難措置の指示の（解除の）通知及び伝達

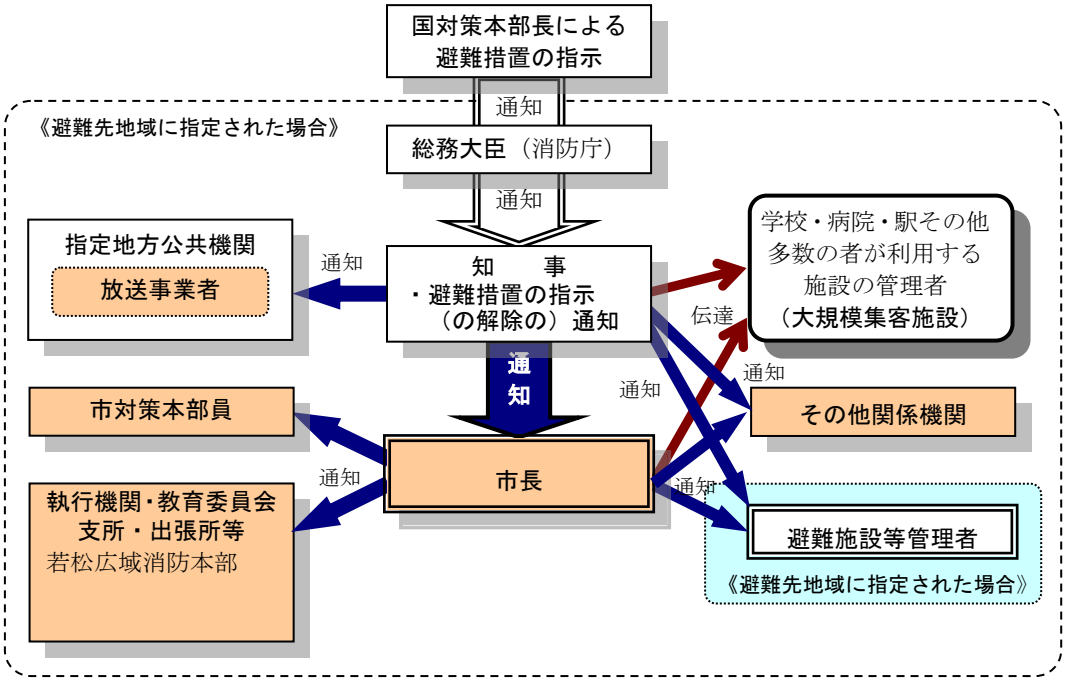

２　知事の避難の指示に当たっての協力等

ア　市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。

イ　市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表３－４の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

表３－４　避難の指示にあたって知事が市町村等と調整する主な事項

調　整　事　項	調整先機関
○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望・広域的調整	要避難地域所在市町村、要避難地域管轄消防本部等
○受入可能人数（避難施設等の収容能力、食糧等・ライフラインの供給能力等） ○避難先地域における一時集合場所	受入地域所在市町村
○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設	道路管理者等である市町村

３　避難の指示の通知・伝達【危機管理課、関係各課】

(1)　避難の指示の通知

市長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第１の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第３編第１章の１及び表３－１で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

(2)　避難の指示の住民等への伝達

ア　市長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第１の警報の内容の伝達に準じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。

《避難の指示の内容》

①　要避難地域
②　避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
③　関係機関が講ずべき措置の概要
④　避難の実施日時
⑤　主要な避難の経路
⑥　避難のための交通手段
⑦　その他避難の方法

イ　アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。

(3)　避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知

ア　市は、避難の指示により、市の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう、第２編第１章第４の表２－１０の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

イ　市の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった市の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。

図３－７　市長から住民への避難の指示の（解除の）通知及び伝達

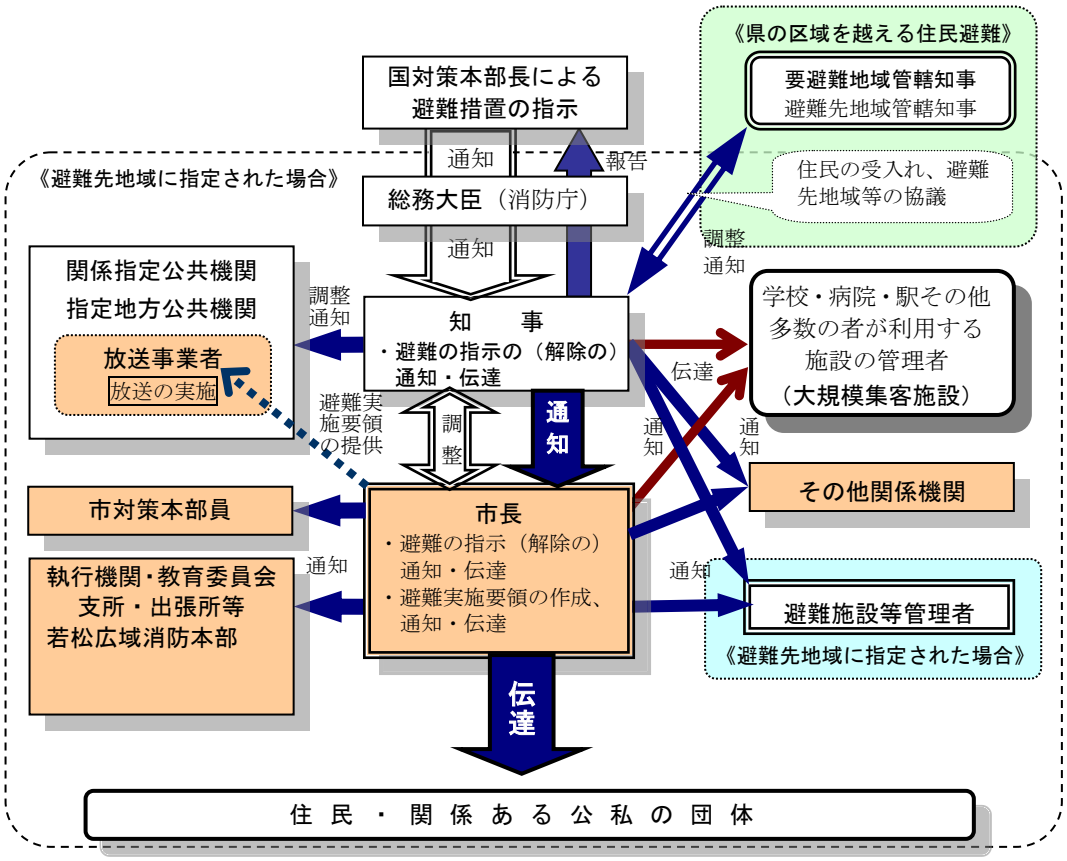

注．市長は、避難の指示の通知を受領後、速やかに避難実施要領を作成し、避難の通知と同様に通知・伝達を行う。

４　避難実施要領の策定等【危機管理課】

(1)　避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

ア　市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

イ　避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

ウ　避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2)　避難実施要領の策定に当たって考慮する事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認

①　要避難地域及び避難先地域

②　市及び他の関係機関が講ずべき措置の概要

③　避難の実施日時

④　主要な避難の経路及び避難のための交通手段添付

⑤　その他避難の方法

イ　事態の状況の把握

①　警報の内容

②　被災情報等の収集及び分析

③　避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は市長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握

ウ　避難住民の概数の把握

エ　誘導の手段の把握

①　屋内避難

②　徒歩による避難

③　運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難

④　自家用車を用いた長距離避難

オ　輸送手段の確保の調整

①　県及び県警察等との運送手段（自家用車等の使用）の調整

②　運送手段の確保等についての県との役割分担

③　運送事業者との連絡体制の確保

④　一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定

カ　要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者対策班の設置）

①　避難行動要支援者名簿登録者及び避難方法の把握

②　県との福祉避難所等の開設等についての調整等

③　市対策本部における要配慮者対策班の設置

キ　避難経路や交通規制の調整

①　県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整
（自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。）

②　道路の状況に係る道路管理者との調整等

ク　職員の配置

①　職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む。）、避難先地域への派遣等〕

②　県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

ケ　関係機関との調整

①　現地調整所の設置

②　関係機関との連絡手段の確保

③　避難誘導等に当たっての若松広域消防本部との役割分担

コ　自衛隊等との避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による道路の利用指針を踏まえた対応）

(3)　避難実施要領に定める事項

ア　避難実施要領に定める事項

①　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

②　避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

③　避難の実施日時

④　その他、避難の実施に関し必要な事項

イ　避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表３－５の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表３－５　避難実施要領に定める事項

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項　目	備　考
避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
	一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在･施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての留意事項	一時集合場所への集合後における町内会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	市職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、若松広域消防本部と調整の上、関係する市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
避難の実施日時	一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等	①一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 ②一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
その他、避難の実施に関し必要な事項	高齢者その他特に配慮を要する者への対応	①高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 ②誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び町内会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。 ③医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。 また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。
	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食糧等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食糧、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 なお、ＮＢＣ兵器による武力攻撃災害等が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。
	避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4)　国対策本部長による利用指針の調整

ア　自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ　アの場合、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5)　避難実施要領の内容の伝達等

ア　市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

イ　市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、若松広域消防本部消防長、警察署長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ　市長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

５　避難住民の誘導

(1)　市長による避難住民の誘導【国保年金課、関係各課等】

ア　市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、又は、若松広域消防本部に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導する。

　なお、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動及び救助・救急活動より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

イ　避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ　市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ　夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間

照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2)　消防機関の活動

ア　若松広域消防本部の活動

①　若松広域消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用した避難住民の誘導を行う。

②　市長から会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合は、市長の求めにより避難住民の誘導を行うものとする。

イ　消防団の活動

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、若松広域消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、若松広域消防本部と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3)　避難誘導を行う関係機関との連携【危機管理課、関係各課等】

ア　市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ　市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ　市長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第２編第２章の６に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4)　自主防災組織等に対する協力の要請【危機管理課、環境共生課、関係各課等】

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5)　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供【商工課、上下水道局総務課、関係各課】

ア　市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ　市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等の対応についての情報を提供する。

(6)　高齢者、障がい者等への配慮【地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、関係各課等】

ア　市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

イ　ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7)　大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8)　残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9)　避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10)　動物の保護等に関する配慮【健康増進課、関係各課】

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年８月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア　危険動物等の逸走対策

イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11)　通行禁止措置の周知【道路課、シティプロモーション課、関係各課】

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(12)　県に対する要請等

ア　市長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ　市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ　市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13)　避難住民の輸送の求め等【危機管理課、総務課、関係各課等】

ア　市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ　市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

６　避難住民の復帰のための措置【危機管理課、関係各課】

(1)　避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、１に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2)　避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、３に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(3)　避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された場合、４の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、５の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

7 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1)　弾道ミサイル攻撃の場合

ア　弾道ミサイル攻撃においては実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

イ　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の支持及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

①　対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示。

対策本部長　警報の発令、避難措置の指示

（その他、記者会見等による国民への情報提供）

知事　避難の指示

市長　避難実施要領の策定

②　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度は警報を発令。

※　弾道ミサイルについては、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの制度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知を務めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合にはすべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(2)　ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア　ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の支持及び知事による避難指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の支持を待たずに、退避の支持、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ　その際、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場におけるにおける自衛隊、海上保安部及び県警察等からの情報や助言を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ　以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

①　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

②　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※　ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様態も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物資等の取扱所などは、攻撃を受ける可能背が一般に高く、注意が必要である。

(3)　着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第５章　救援

市長は、避難住民の受入地域（避難先地域）等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第２編第２章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図３－８　救援に関する措置における国、県及び市の対応等

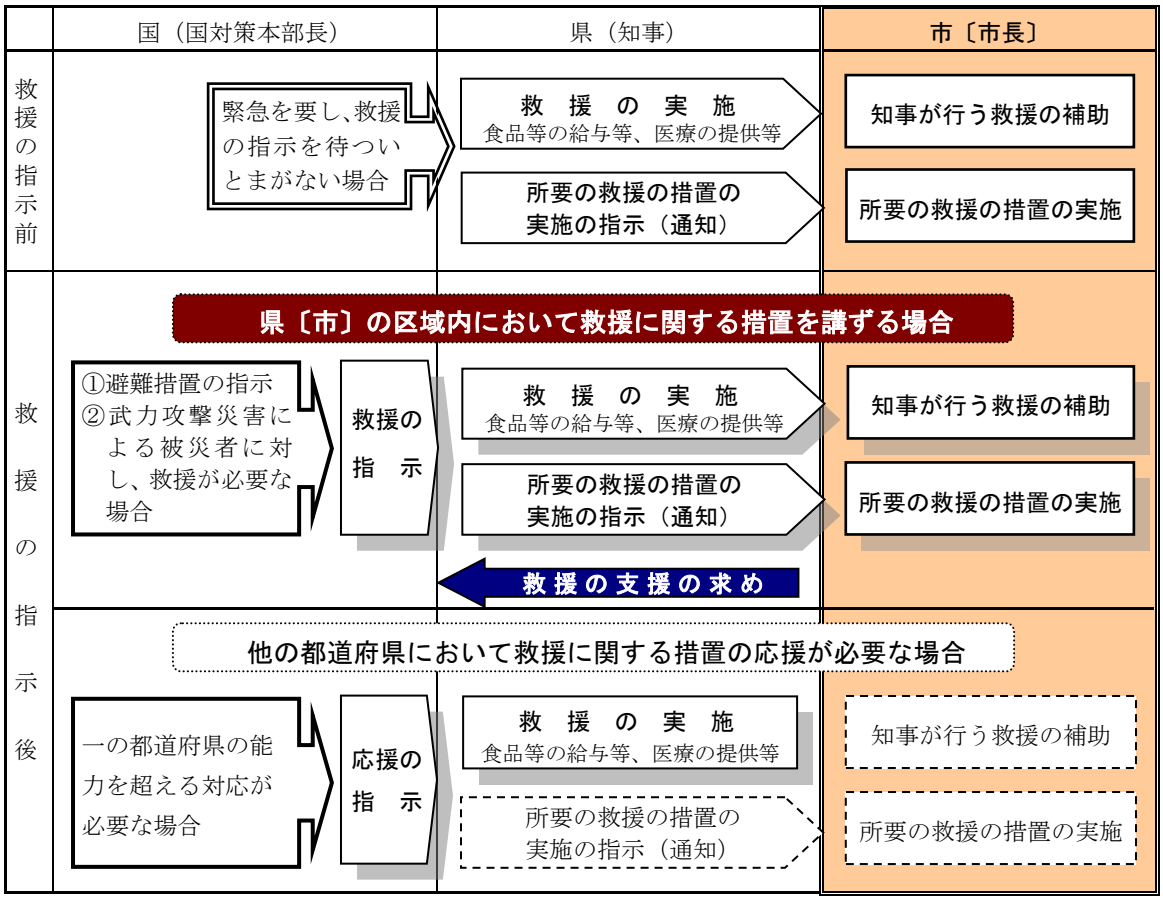

１　救援の実施【危機管理課、関係各課等】

(1)　救援の実施

ア　市長は、知事から、第２編第２章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を若松広域消防本部その他関係機関の協力を得て行う。

表３－６　市長が行う救援の実施に関する事務

市長が行う救援に関する措置の内容	備考
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における要配慮者対策班の設置）
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	①炊き出しその他による食品の給与 ②飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ※備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
（緊急物資の受入れ、配送）	※県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	①医療〔市が編成した医療救護班による医療の提供〕 ②助産
被災者の捜索及び救出	若松広域消防本部等が対応
埋葬及び火葬	
福祉サービスの提供	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	緊急に修理が必要な場合等に実施
学用品の給与	市立学校への給与
死体の捜索及び処理	死体の捜索については行方不明者捜索の一環として実施する若松広域消防本部等と連携して対応
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

注．市は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を行う。

イ　市長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事からアの通知以外に、市長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務を行う。

①　救援への協力（国民保護法第 80 条）

②　物資の売渡しの要請等（同法第 81 条）

③　土地等の使用（同法第 82 条）

④　公用令書の交付（同法第 83 条）

⑤　立入検査等（同法第 84 条）

⑥　医療の実施の要請等（同法第 85 条）

(2)　救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

２　関係機関との連携【危機管理課、総務課、地域福祉課、関係各課】

(1)　県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2)　他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3)　日本赤十字社福島県支部との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が「救援又はその応援の実施に関する協定書」に基づき日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

図３－９　救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係（医療救護活動）

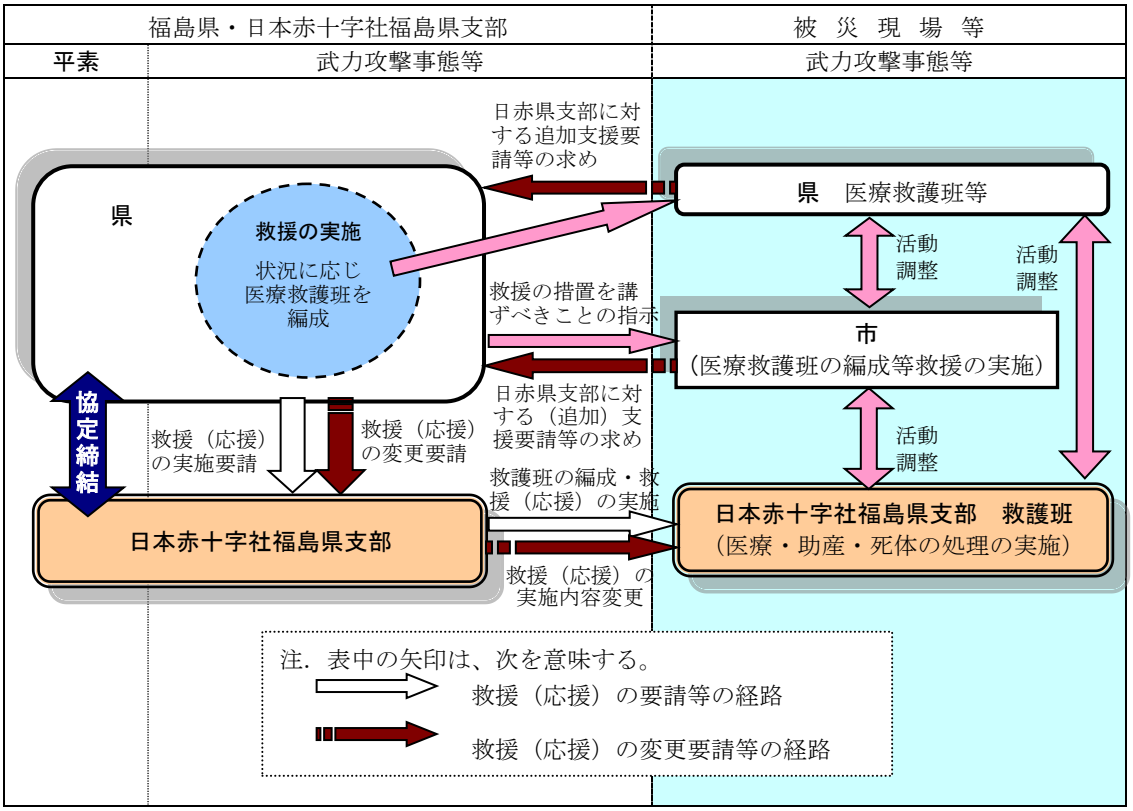

(4)　緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

(5)　事業者との連携

市は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

３　救援の内容【危機管理課、関係各課】

(1)　救援の基準等

ア　市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。

イ　市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第１条第３項に基づき内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2)　救援における県との連携

市長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行うとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第３編第５章第４節に係る事項に留意する。

４ 他の市町村等への応援等

(1)　他の市町村に対して行う応援等

ア　市は、国民保護法第 17 条の規定に基づき他の市町村から応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　市は、アにより他市町村から避難者を受け入れた場合は、国民保護法第 143 条の規定に基づき、災害用として備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。

ウ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2)　指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、国民保護法第 21 条の規定に基づき指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保について応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

１　安否情報の収集【市民課、教育委員会、国保年金課、関係各課】

(1)　安否情報の収集

ア　市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、若松広域消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

イ　安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2)　安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3)　安否情報の整理

ア　市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

イ　アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

２　県に対する報告【市民課】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答【市民課、関係各課等】

(1)　安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応

窓口に、安否情報省令第３条に規定する「安否情報照会書（様式第４号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2)　安否情報の回答

ア　市は、安否情報の照会を行う者について、身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第４ 条に規定する「安否情報回答書（様式第５号）」を交付する。

この場合、安否情報回答書の写しを市文書取扱規則に基づき保管する。

イ　電話、メール等により照会を受け付けた場合には、住民基本台帳ネットワークを活用して、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。

ウ　外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人が住民登録している市区町村に確認する。

(3)　他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

市は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受付け回答する。

(4)　個人の情報の保護への配慮

ア　安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力等【市民課】

(1)　日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人（外国籍の者。以下同じ。）に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供

する。

(2)　外国人に関する安否情報の提供

市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、３の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

図３－１０　安否情報の収集及び提供のフロー

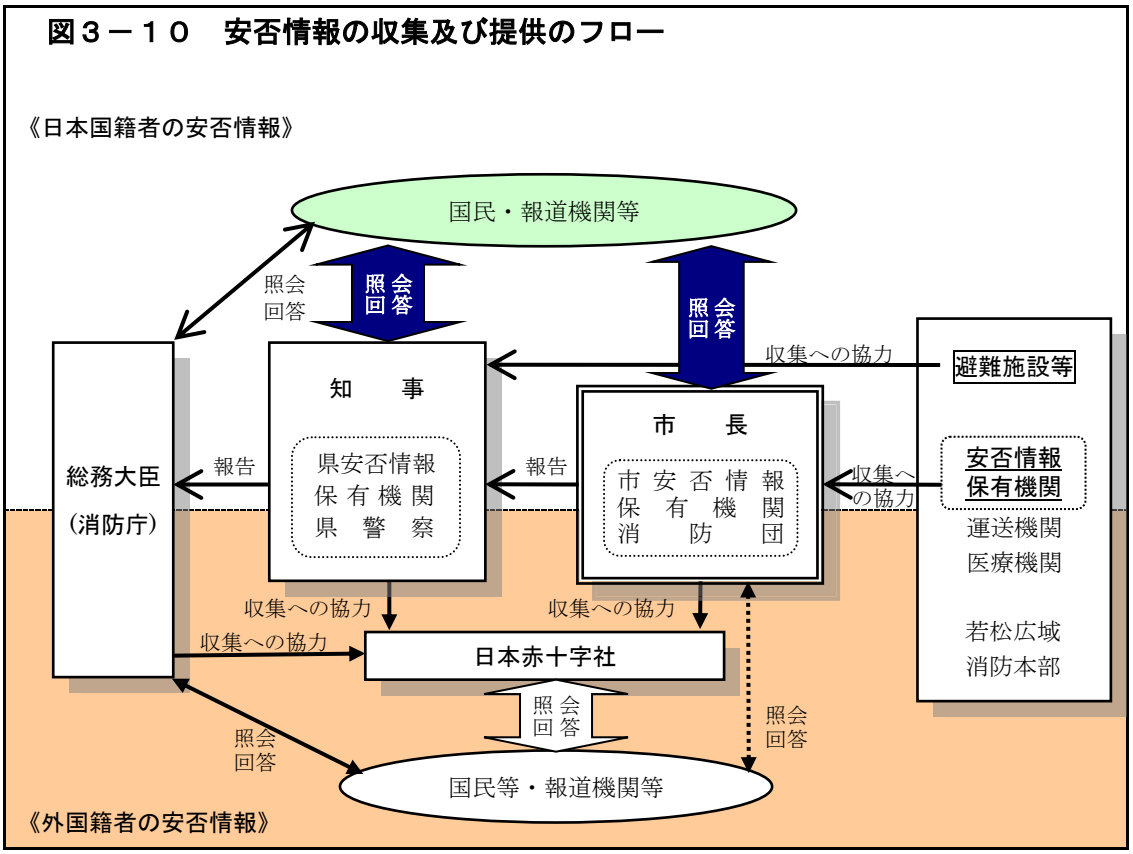

第７章　武力攻撃災害への対処

図３－１１　武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市の対応等

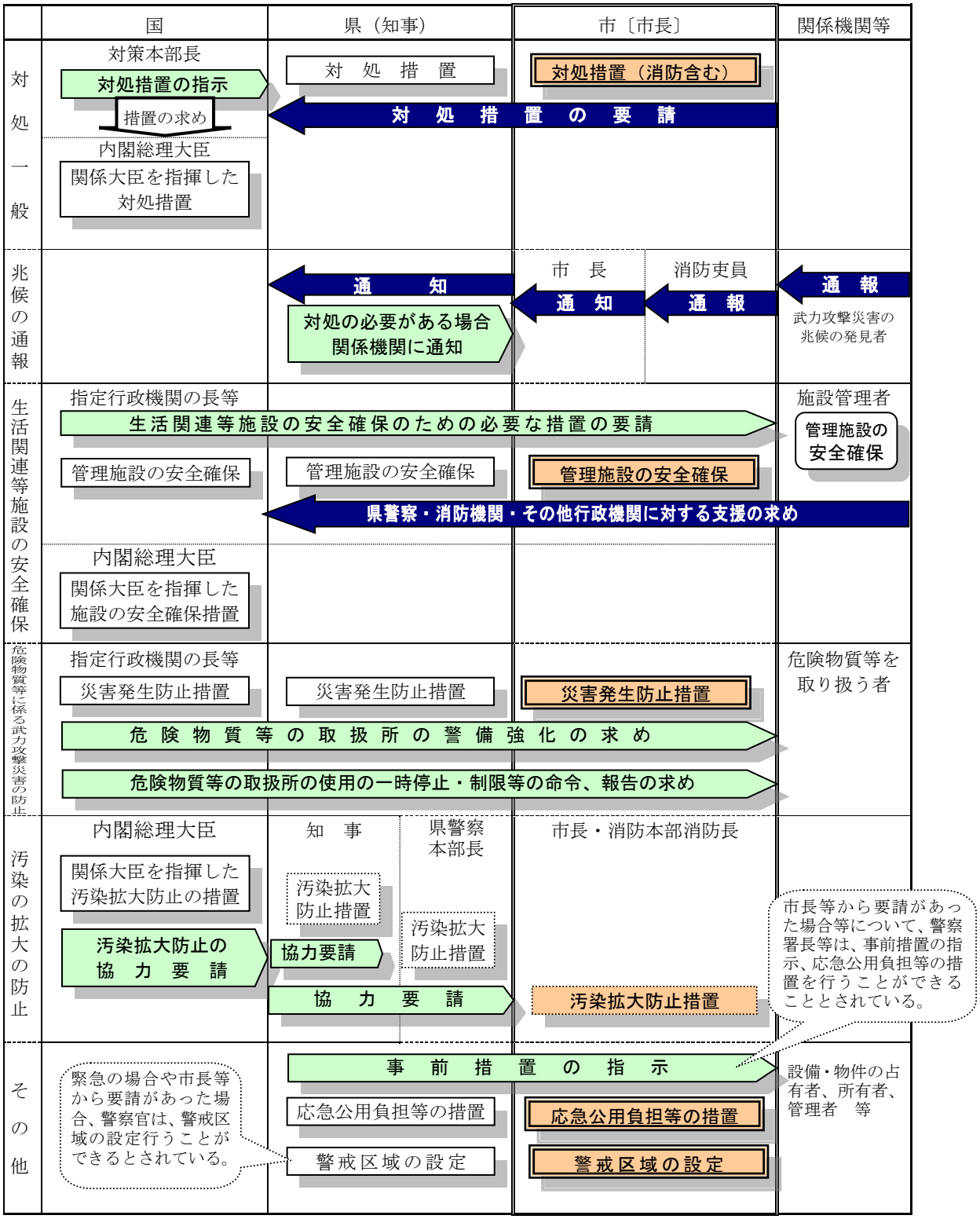

注．緊急通報の発令及び退避の指示については、第４章図３－５に記載。

第１　武力攻撃災害への対処

市は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、若松広域消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1)　武力攻撃災害への対処

市長は、若松広域消防本部、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2)　知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、市長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3)　対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

(1)　市長への通報

若松広域消防本部の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2)　知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　退避の指示【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課】

(1)　退避の指示

ア　市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、若松広域消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

イ　市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

①　ＮＢＣ兵器による攻撃と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき。

②　敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき。

ウ　アの場合、退避の指示に際し、必要により、第２編第２章６に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2)　退避の指示に伴う措置等

ア　市は、退避の指示を行ったときは、広報車、コミュニティ放送局に対する放送協力の依頼、緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、ホームページや SNS など様々な広報手段を活用して速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ　退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行う。

ウ　市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に

伴い必要な活動について調整を行う。

(3)　安全の確保等

ア　市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ　市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて若松広域消防本部、県警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ　市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

２　警戒区域の設定【危機管理課、関係各課】

(1)　警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2)　警戒区域の設定に伴う措置等

ア　市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における若松広域消防本部、県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ　ＮＢＣ兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ　市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

①　ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車、コミュニティ放送局への放送依頼、緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、ホームページやSNSなどによる広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

②　武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の

連絡体制を確保する。

オ　市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3)　安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、１の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

３　応急公用負担等

(1)　市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2)　応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

４　消防に関する措置等【危機管理課、関係各課】

(1)　市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)　消防機関の活動

ア　消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

イ　アの場合、若松広域消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行うものとする。

また、消防団は、若松広域消防本部消防長又は会津若松消防署長（城南分署長、

十文字出張所長及び小松出張所長を含む。）の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3)　消防相互応援協定等に基づく応援要請

ア　市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ　市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、若松広域消防本部に対し、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に福島県広域消防相互応援協定（平成９年１２月２６日締結）に基づく応援の要請を行うよう求める。

(4)　緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成１６年２月６日付け消防震第９号）及び緊急消防援助隊運用要綱（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号）に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)　消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)　消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、若松広域消防本部に対し、消防の応援出動等を要請するなど必要な措置を行うものとする。

(7)　医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、県会津保健福祉事務所、会津若松医師会、最寄りの災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8)　安全の確保

ア　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察及び若松広域消防本部等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ　アの場合、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県（会津地方振興局、会津保健福祉事務所）、県警察及び自衛隊（国民保護等派遣要請後に限る。）等と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。

ウ 市長は、国または県の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策副本部長の中から市対策本部長が指名する者を派遣して情報共有に努めるとともに、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

エ　市長は、知事又は消防庁長官から被災地市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

オ　消防団は、被災現場等において若松広域消防本部と連携するとともに施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、若松広域消防本部の支援等の活動を行う。

カ　市長、会津若松地方広域市町村圏整備組消防本部消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職員、消防団員及び水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う市の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保【健康増進課、関係各課】

(1)　生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2)　消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

(3)　市が管理する施設の安全の確保

ア　市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ　アの場合、市長は、必要に応じ、県警察、若松広域消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ　市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、市は一部事務組合を構成して管理する施設について、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除【危機管理課、関係各課】

(1)　危険物質等に関する措置命令

ア　市長等は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質で、国民保護法施行令第 28 条で定めるもの（以下、「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ　危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置は表３－７のとおり。

表３－７　危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置

物質の種類	区分	命令者	措置の内容
消防法第２条第７項の危険物（同法第９条の４の指定数量以上のものに限る。）	市の区域に設置される製造所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	市長（本市の場合、会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第１２条の３、毒物劇物については、国民保護法第 103 条第３項第１号） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第３項第２号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第３項第３号）

(2)　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア　市長等は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ　市長等は、表３－７の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ 武力攻撃原子力災害等及びＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害等への対処については、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づき行うほか、市地域防災計画に定める対策を準用して行う。また、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害等及びＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害等への対処

市は、武力攻撃原子力災害等が発生した場合を想定し、平素から体制等を整備するとともに、武力攻撃原子力災害等への対処は、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づく措置を行うほか、次の措置を行う。

(1)　平素における体制等の整備

ア　情報伝達体制の整備

市は、知事からの法第 105 条第１項等の通報についての通知等により、武力攻撃に伴う放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）が放出され、又は放出されるおそれがあると把握した場合若しくは知事から同条第 7 項に規定される応急対策の実施に係る公示（以下「応急対策の実施に係る公示」という。）についての通知等を受けることなどにより、武力攻撃原子力災害の発生又は発生のおそれを把握した場合その他市長が必要と認めたときは（以下「武力攻撃原子力災害等」という。）、「市地域防災計画」を準用し、速やかに住民及び公私の団体、その他関係機関等へ情報伝達を行なうことができるよう、情報伝達体制を整備する。

イ　武力攻撃原子力災害等への対処のため必要となる資機材等の整備

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる放射線測定装置（サーベイメータ） 等の資機材については、第２編第３章の１のとおり、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤等の特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じ備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、武力攻撃等により輸送路が寸断されることも考慮し、国及び県の整備の状況を踏まえつつ、県と連携し、または市独自に放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等

の整備に努める。

ウ　医療体制の整備

市は、武力攻撃原子力災害等に伴い放射性被ばく者が発生した場合において、放射性被ばく者を迅速に被ばく医療機関等に搬送できるよう、国、県及び当該医療機関等の関係機関との協力体制の整備に努める。

エ　放射線測定実施体制の整備

市は、武力攻撃原子力災害等において、市の区域における放射性物質等の影響を把握するため、県による緊急時環境モニタリング（放射線レベル調査）の実施体制と併せ、市内のモニタリングポストの監視体制の強化を行うほか、市の保有する放射線測定装置（サーベイメータ）等を利用した放射線測定実施体制の整備に努める。

オ　国及び県との協力体制の構築

市は、知事から応急対策の実施に係る公示についての通知を受けることなどにより、武力攻撃原子力災害等を把握した場合で、市長が、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、国対策本部長へ国において専門家の派遣など必要な措置を講ずるよう要請することを求めることができるよう、平素から県等との協力体制を構築するよう努める。

(2)　応急措置の実施

ア　活動体制の確保

市は、武力攻撃原子力災害等においては、緊急事態連絡室を設置し体制を整えるとともに、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、迅速に市対策本部を設置することなどにより活動体制の確立を図る。

イ　情報収集及び伝達

①　市は、武力攻撃原子力災害等においては、関係部署に情報収集を指示するとともに、関係機関等との情報の共有に努める。また、収集した情報については、必要に応じ、県、消防庁、経済産業省及びその他関係機関に提供する。

②　市は、必要に応じて、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報の共有を図るなど同協議会と必要な連携を図る。

ウ　広報の実施

市は、県知事から通知のあった応急対策の実施に係る公示の内容等について、武力攻撃原子力災害等に伴う影響のおそれがある地区の住民等に対し適切かつ迅速に広報するとともに、その他、住民等の安心・安全のため必要と認められる情報についても、迅速、正確に広報するよう努める。

エ　放射線測定の実施等

市は、武力攻撃原子力災害等において初動措置を迅速に行うため、県が実施する緊急時環境放射線モニタリングの測定・評価結果について、速やかに提供するよう

要請するとともに、必要に応じ、市の保有する放射線測定装置（サーベイメータ）等を利用した市の区域における放射線測定を実施するとともに、必要に応じ、県に対し、市の区域における放射性物質等の把握のための放射線モニタリング等の実施についての協力を依頼する。

オ　安定ヨウ素剤の服用

市は、武力攻撃原子力災害等において、安定ヨウ素剤の服用にあたっては、定められた措置に準じた措置を講ずる。

カ　住民の避難誘導

①　市長は、武力攻撃原子力災害等に伴い知事から避難の指示の通知があった場合、当該指示の内容を踏まえ、第４章第２の４に定める避難実施要領を策定するとともに、避難住民の誘導を行う。

②　市長は、武力攻撃原子力災害等に伴い、県が行う緊急時環境放射線モニタリングの測定・評価結果並びに自らが行う放射線測定の結果等を勘案し、市の区域への影響のおそれがあり、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害等の拡大を防止するため特に必要があると認め、かつ、知事から避難の指示の通知がない場合、必要と認める地域の住民に対し、本章第２の１に定める退避の指示を行う。

キ　武力攻撃原子力災害等への対処

市は、武力攻撃原子力災害等の特殊性にかんがみ、国及び県と緊密に連携し、武力攻撃原子力災害等の市の区域への影響を軽減するための措置を行う。

なお、消防本部は、「放射性物質輸送時の消防対策マニュアル」を準用し、可能な範囲で住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃原子力災害等を防除し、軽減する。

ク　被ばく医療体制の強化

市は、武力攻撃原子力災害発生時において、多数の被ばく者が発生する可能性があるときは、県と連携を図りながら被ばく医療体制の強化に努める。

ケ　飲食物の摂取制限等

市は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置を講ずる。

コ　警戒区域の設定等及び健康相談の実施

①　市長は、武力攻撃原子力災害等において、当該災害による住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と協力し警戒区域を設定するとともに、当該区域への立入りの制限・禁止、警戒区域からの退去を命ずるなど必要な措置を講ずる。

②　市は、警戒区域を設定した場合、当該区域から退去を命じた者又は応急対策実施区域及び当該区域近辺に滞在・通過した住民等に対し、必要に応じ、避難退域時検査（スクリーニング）や健康相談等を実施する。

２　ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

市は、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1)　発生原因が特定できないがＮＢＣ兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）【危機管理課、地域福祉課、健康増進課、関係各課】

市は、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりＮＢＣ兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県ＮＢＣ災害等対処現地関係機関連携指針（以下「県ＮＢＣ災害等連携指針」という。）に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

ア　市は、ＮＢＣ兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県ＮＢＣ災害等連携指針」に定めるとおり、若松広域消防本部、県（会津地方振興局及び会津保健福祉事務所）及び県警察（以下「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。

イ　市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（県民安全領域及び会津地方振興局）に連絡する。

ウ　市は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、会津若松医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、市地域防災計画で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、市は、事態の状況等に応じ、第１章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2)　応急措置等の実施【危機管理課、健康増進課、関係各課】

ア　ＮＢＣ兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

①　市長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第２に定める退避を指示する。また、ＮＢＣ兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

②　市は、必要に応じ、県会津保健福祉事務所と調整の上、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。

③　消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の

救助等の活動を行うものとする。

イ　災害の発生原因がＮＢＣ兵器による攻撃と特定できない段階における対応

①　市は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画及び県ＮＢＣ災害等連携指針等に基づく応急措置、又は、それに準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも同様の応急措置を行う。

また、消防機関は、消防法、消防組織法、市地域防災計画及び県ＮＢＣ災害等連携指針等に基づく応急措置、又は、それに準じた応急措置を行うものとする。

②　市の医療救護班の設置等及び消防機関の活動については、アの②及び③に準じて行うものとする。

③　①及び②の場合、市は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全の確保に十分配慮する。

(3)　国の方針に基づく措置の実施【危機管理課、関係各課等】

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4)　関係機関との連携【危機管理課、関係各課等】

ア　市長は、ＮＢＣ兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ　アの場合、市長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ、県ＮＢＣ災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5)　汚染原因に応じた対応【危機管理課、環境共生課、健康増進課、関係各課】

市は、ＮＢＣ兵器による攻撃により放射性物質等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　核物質又は核兵器による攻撃の場合

①　市は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。

②　市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を

行いつつ、活動を実施させる。

イ　生物剤による攻撃の場合

①　市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

②　市は、県会津保健福祉事務所が行う消毒等の措置を県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6)　市長及び会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者の権限

ア　市長の権限

①　市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表３－８に掲げる権限を行使する。

②　市長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物等に立ち入らせることができる。

表３－８　放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等

<table>
<tr><th></th><th>対象物件等</th><th>措置</th><th>措置の実施（権限の行使）に伴う手続</th></tr>
<tr><td>１号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>占有者に対し、以下を命ずる。
・移動の制限
・移動の禁止
・廃棄</td><td rowspan="4">措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。
１．当該措置を講ずる旨
２．当該措置を講ずる理由
３．当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
４．当該措置を講ずる時期
５．当該措置の内容</td></tr>
<tr><td>２号</td><td>生活の用に供する水</td><td>管理者に対し、以下を命ずる。
・使用の制限又は禁止
・給水の制限又は禁止</td></tr>
<tr><td>３号</td><td>死体</td><td>・移動の制限
・移動の禁止</td></tr>
<tr><td>４号</td><td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td><td>・廃棄</td></tr>
<tr><td>５号</td><td>建物</td><td>・立入りの制限
・立入りの禁止
・封鎖</td><td>適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</td></tr>
</table>

６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	１．当該措置を講ずる旨 ２．当該措置を講ずる理由 ３．当該措置の対象となる建物又は場所 ４．当該措置を講ずる時期 ５．当該措置の内容

イ　会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者の権限

①　会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表３－８に掲げる権限を行使することができるとされている。

②　会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う消防吏員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物等に立ち入らせることができるとされている。

(7)　要員の安全の確保

ア　市長は、ＮＢＣ兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

イ　会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、ＮＢＣ兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮するものとする。

第８章　被災情報の収集及び報告

市及び若松広域消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　市等による被災情報の収集及び報告【危機管理課、関係各課】

(1)　被災情報の収集

ア　市は、電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ　市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2)　被災情報の報告

ア　若松広域消防本部は、収集した被災情報について、市、県〔県民安全領域及び会津地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により 30 分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。

イ　若松広域消防本部は、第一報を市、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により県〔県民安全領域（県民等保護対策本部)〕が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、若松広域消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、市、県及び消防庁に報告するものとする。

ウ　市は、収集した被災情報について、県県民安全領域（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県会津地方振興局（県民等保護地方対策本部等）にも報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保【健康増進課、関係各課】

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1)　保健衛生対策

ア　市は、避難先地域において、県及び会津若松医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

イ　アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2)　防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び会津若松医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3)　食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を予防するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4)　飲料水衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等の発生を予防するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

イ　市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5)　栄養指導対策

市は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

２　廃棄物の処理【環境共生課、関係各課】

(1)　廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清

掃に関する法律（昭和４５年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ　市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2)　廃棄物処理対策

ア　市は、市地域防災計画及び災害発生時の廃棄物処理のために作成する「市災害廃棄物処理計画」等の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考にしつつ、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村等への応援等にかかる要請を行う。

第 10 章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等【教育委員会、納税課、関係各課】

(1)　被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2)　公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保【上下水道局、道路課、関係各課】

(1)　水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2)　公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章　特殊標章等の交付及び管理

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

１　特殊標章等

(1)　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章。

(2)　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書。

(3)　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

２　特殊標章等の交付及び管理【危機管理課、関係各課】

市長、若松広域消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(1)　市長

ア　市の職員（若松広域消防本部消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ　消防団長及び消防団員

ウ　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2)　若松広域消防本部消防長

ア　消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ　消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ　消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3)　水防管理者

ア　水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

３　特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、若松広域消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることとされている。

第４編　復　旧　等

第１章　応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方【危機管理課、関係各課】

(1)　市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2)　通信機器の応急の復旧

ア　市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うとともに保安要員により速やかな復旧措置を講ずる。

イ　アにより復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　知事等に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧【危機管理課、関係各課】

(1)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理等している道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

２　市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、住民生活との関連が大きい施設を優先に、迅速に復旧を行う。

また、市は、(1)の法制の整備後等において、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求

(1)　国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2)　市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

市長が、知事から国民保護法第７６条第１項に基づく、救援に関する措置を講ずべきことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行う。

(3)　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償及び損害補償【総務課】

(1)　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を市長に提出するものとし、市長は、保証すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には保証の額を決定し、申請した者に通知する。

(2)　損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

３　総合調整及び指示に係る損失の補てん【総務課】

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

ア　市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

イ　市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の事項を除き原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

①　国対策本部長に対する総合調整の要請（第３編第２章の２(2)のイ）

②　警報の通知及び伝達（第３編第４章第１の１～３）

③　特殊標章等の交付及び管理（第３編第１１章）

ウ　イの場合、第１編から第４編までの用語は、表５－１のとおり読替えるものとする。

表５－１　緊急対処事態における用語の読替え

該当箇所		武力攻撃事態等（第１～４編）	緊急対処事態における読替え
全　般		武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
		武力攻撃事態等	緊急対処事態
		武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
		国民保護措置 （国民の保護のための措置）	緊急対処保護措置
		市国民保護（現地）対策本部（長）	市緊急対処事態（現地）対策本部（長）
		県国民保護（現地）対策本部（長）	県緊急対処事態（現地）対策本部（長）
		国武力攻撃事態（現地）対策本部（長）	国緊急対処事態（現地）対策本部（長）
		武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急対処事態対処方針
第３編	第４章	武力攻撃災害緊急通報	緊急対処事態における災害における緊急通報

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達【危機管理課、シティプロモーション課、関係各課】

ア　緊急対処事態においては、国緊急対処事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

イ　緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

会津若松市国民保護計画

令和 年　月

会津若松市市民部危機管理課
電　話：０２４２－３９－１２２７
ＦＡＸ：０２４２－２６－６４３５
Ｅ－ｍａｉ：bosaianzen@city.aizuwakamatsu.lg.jp